

仙北市地域防災計画

【火山災害対策編】

仙北市防災会議

沿 革

修正次	修正（作成）年月	備 考
新規作成	平成 20 年 3 月	仙北市地域防災計画策定 「一般災害対策編」と「震災対策編」
第 1 次	平成 23 年 11 月	「火山災害対策編」を追加 「一般災害対策編」と「震災対策編」を一部修正
第 2 次	平成 28 年 3 月	平成 25 年 8 月に発生した土石流災害の教訓を地域防災計画全般に反映して修正 平成 27 年 12 月に秋田駒ヶ岳・秋田焼山火山防災協議会が作成した「秋田駒ヶ岳避難計画」の避難内容を「火山災害対策編」へ修正・追記
第 3 次	平成 29 年 3 月	地域防災計画の一部、農業に関する災害予防の充実を図る目的で農業災害予防計画のみを修正
第 4 次	平成 31 年 3 月	秋田県の地域防災計画との整合性を図るための修正及び平成 29 年 7 月の秋田豪雨災害の教訓等を地域防災計画の全般に反映するため修正
第 5 次	令和 4 年 3 月	避難警戒レベル標記変更、組織改革による課名の変更及び品所用給水車配置に関する文言の一部追加のため修正
第 6 次	令和 6 年 3 月	秋田駒ヶ岳・秋田焼山火山防災協議会において「避難促進施設の選定基準」が、令和 5 年 3 月に作成されたことにより、 避難促進施設を追記ほか
第 7 次	令和 7 年 5 月	秋田県の地域防災計画との整合性を図るための修正及び令和 5 年 7 月の大雨災害の教訓等を地域防災計画の全般に反映するため修正

火山災害対策編目次

第1章 火山災害予防計画

第1節	火山の概況	1
第1	秋田駒ヶ岳（1,637.4m 北緯39度45分40秒 東経140度47分58秒）	1
第2	秋田焼山（1,366m 北緯39度57分50秒 東経140度45分25秒）	5
第3	八幡平（1,613m 北緯39度57分28秒 東経140度51分15秒）	7
第2節	被害想定	8
第1	被害想定	8
第3節	火山災害現象の解説	10
第1	火山現象用語	10
第4節	防災知識の普及計画	13
第1	計画の方針（火山災害に強いまちづくり）	13
第2	火山災害における被災者の知識	13
第3	職員に対する火山防災教育	14
第4	一般住民に対する火山防災知識の普及	14
第5	観光客、観光事業者への防災知識の普及・啓発	15
第6	学校等を通じての防災知識の普及	16
第7	防災上重要な施設の管理者等の教育	16
第8	企業における火山防災教育	16
第9	学術機関との連携	16
第5節	自主防災組織等の育成計画	18
第1	計画の方針	18
第2	地域住民等の自主防災組織	18
第3	事業所の自衛消防組織等	19
第6節	防災訓練計画	21
第1	計画の方針	21

第2 現 況	21
第3 訓練の区分	21
第7節 災害情報の収集・伝達計画	23
第1 計画の方針	23
第2 情報収集体制・伝達体制	23
第3 火山周辺の居住地域の画定	24
第4 避難促進施設の指定	24
第5 監視観測対策の強化	24
第6 気象庁による火山情報の活用	25
第7 異常現象の通報	31
第8 火山防災協議会	31
第8節 通信施設の災害予防計画	33
第1 計画の方針	33
第2 通信施設の整備	33
第3 東日本電信電話㈱秋田支店施設	34
第4 (株)NTTドコモ東北支社秋田支店施設	35
第5 関係機関の通信施設	36
第9節 水害予防計画	37
第10節 火災予防計画	38
第11節 危険物施設等災害予防計画	39
第12節 建造物等災害予防計画	40
第13節 土砂災害予防計画	41
第14節 公共施設災害予防計画	42
第15節 文化財災害予防計画	43
第16節 避難計画	44
第1 計画の方針	44
第2 避難場所等・避難路	44

第 1 7 節	入山規制計画	45
第 1	計画の方針	45
第 2	入山規制・緩和の実施	45
第 3	入山者への情報伝達等	46
第 1 8 節	医療計画	47
第 1 9 節	要配慮者の安全確保に関する計画	48
第 1	火山噴火に伴う想定氾濫区域内の社会福祉施設等の安全対策	48
第 2 0 節	ボランティア活動との調整計画	49
第 2 1 節	企業防災促進計画	50
第 2 2 節	広域応援体制の整備等	51

第 2 章 火山災害応急対策計画

第 1 節	活動体制計画	52
第 1	計画の方針	52
第 2	防災活動体制	52
第 3	仙北市災害対策本部等	54
第 2 節	動員計画	62
第 1	計画の方針	62
第 2	職員の動員	62
第 3	応急公用負担	66
第 3 節	相互応援協力計画	67
第 4 節	消防防災ヘリコプターの活用計画	68
第 5 節	自衛隊の災害派遣要請計画	69
第 6 節	噴火警報・予報等の伝達計画	70
第 1	計画の方針	70
第 7 節	災害情報の収集・伝達計画	71
第 1	計画の方針	71
第 2	情報収集体制及び伝達系統	71

第3	火山噴火の影響と土砂災害警戒情報	72
第4	異常現象発見時の措置	72
第5	火山災害の影響を受けた特殊災害発生時の措置	73
第6	被害状況等の調査	73
第7	被害報告要領	74
第8節	孤立地区対策計画	92
第1	計画の方針	92
第2	迅速な避難体制確保	92
第3	通信手段の確保	92
第4	電力の確保	92
第5	緊急物資の備蓄	92
第6	し尿、ごみの処理	93
第9節	通信運用計画	94
第10節	広報計画	95
第1	計画の方針	95
第2	災害情報等に対する広報担当	95
第3	災害時の広報活動	95
第4	住民及び観光客等に対する広報の方法	95
第5	報道機関に対する情報提供の方法	96
第6	広報の内容	96
第11節	避難対策計画	98
第1	計画の方針	98
第2	高齢者等避難、避難指示及び警戒区域指定の実施責任者	98
第3	自主避難、高齢者等避難、避難指示の要領	103
第4	避難の方法	104
第5	避難場所等の開設及び運営	105
第12節	消防・救助活動計画	109

第13節	水防活動計画	110
第14節	災害警備活動計画	111
第15節	交通規制計画	112
第1	計画の方針	112
第2	実施機関・交通規制の実施	112
第3	交通規制対象路線	113
第4	公共交通機関との連携	114
第5	交通規制情報の収集・周知	114
第16節	輸送計画	115
第17節	給食、給水計画	116
第18節	生活必需品等の供給計画	117
第19節	医療救護計画	118
第20節	公共施設等の応急復旧計画	119
第21節	危険物施設等応急対策計画	120
第22節	防疫・保健衛生計画	121
第23節	動物管理計画	122
第24節	廃棄物処理計画	123
第25節	遺体の捜索・処理・埋葬計画	124
第26節	障害物除去計画	125
第27節	文教対策計画	126
第28節	住宅応急対策計画	127
第29節	災害救助法の適用計画	128

第3章 火山災害復旧計画

第1節	公共施設等災害復旧事業計画	129
第1	計画の方針	129
第2節	財政負担に関する計画	130
第3節	被災中小企業の振興等経済復興支援計画	131

第4節	農林業経営安定計画	132
第5節	被災者の生活確保計画	133
第6節	救援物資、義援金の受け入れ及び配分に関する計画	134
第7節	激甚災害の指定に関する計画	135

第4章 継続災害への対応

第1節	避難対策	136
第1	基本方針	136
第2	避難対策	136
第3	避難指示対象区域・警戒区域の一時入域計画	136
第2節	安全確保対策	138
第1	基本方針	138
第2	安全確保対策	138
第3節	被災者の生活支援対策	139
第1	基本方針	139
第2	生活支援対策	139

第1章 火山災害予防計画

第1節 火山の概況

第1 秋田駒ヶ岳（1,637.4m 北緯39度45分40秒 東経140度47分58秒）

秋田駒ヶ岳は、秋田県仙北市と岩手県岩手郡雫石町の境界にあり、十和田八幡平国立公園の最南端を占める火山である。秋田・岩手県にまたがる笹森山（1,414m）、湯森山（1,471.1m）、笹森山（1,541m）、乳頭山（1,477.5m）、と続くピークの一つである。

地質は玄武岩～安山岩（ SiO_2 49～71%）からなる二重式成層火山で、近年、噴火活動を繰り返している火山であることから、火山防災のために監視・観測体制の充実等が必要な火山としている。

秋田駒ヶ岳は、片倉山・男女岳（1,637.4m）、男岳（1,623m）、女岳（約1,513m）、横岳（約1,582.7m）、などの火山体によって構成される。

これらの間に長径約3km、短径1.5kmの楕円形のカルデラがあり、その中に女岳・横岳・オツボ池の中央火口丘がある。この北方に男女岳や男岳があるが、前者は片倉岳の上方に形成されたもので最高峰である。この山頂にはすり鉢型の浅い火口があり、底部には火口原がみられる。溶岩の状態から見て片倉岳の上に噴出した小さな成層火山とみられる。この溶岩は、流下して末端は台地状になって男岳の尾根続きのピークとの間に湿原を形成し、その凹地にできたものがアミダ池である。

男岳は、浸蝕が進み特に頂上付近や尾根は、その傾向が著しく見られるが、このため地質構造がわかり溶岩流と火山碎屑物が互層をなしているのが認められる。そしてこの互層の中心を火山岩の岩脈が貫いているのもよくわかる。

カルデラ内の中央火口丘のうち最大のものは女岳で頂上付近に数個の小火口跡があり、すり鉢状を示している。最近の火山活動（1970年）で噴出した溶岩は数百mにもわたり流下した。

東方の横岳は、浅いすり鉢状の火口を持ち、中央火口丘の中では最も新しいものと見なされている。

オツボ池はカルデラの南西端に噴出した噴気丘の頂上の凹地に出来た池で、古い中央火口丘と見られているが、堆積物によって浅くなっている。

<最近1万年間の活動>

約1.1万～1.3万年前に、山頂付近から規模の大きなプリニー式噴火や火砕流（小岩井軽石、生保内火砕流）の噴出、さらに水蒸気プリニー式噴火（柳沢軽石）が発生し、南北2つのカルデラが形成された。その後、カルデラ内で後カルデラ活動が起こり、プリニー式噴火やブルカノ式

噴火によって大量の火砕物を噴出し、女岳や小岳などの火砕丘が形成された。カルデラ形成後の活動は約10000～7000年前と、約4000～1000年前に集中している（和知ほか：1997）。

<有史以後の火山活動の記録>

915年以前	噴火：噴火場所は小岳で火砕物降下。 マグマ噴出量は0.01 D R E k m ³ 。
1890～1891（明治23～24）年	噴火：12月～翌年1月。火砕物降下、鳴動、噴石。
1932（昭和7）年7月21～26日	噴火：火砕物降下。噴火場所は女岳南西。新火口、新噴石丘生成。泥流、降灰。樹木の枯死。有毒ガスの発生。
1933（昭和8）年	3月下旬鳴動、女岳白煙、国見温泉急騰
1942（昭和17）年10月18～25日	地震群発
1962（昭和37）年12月10～14日	地鳴りを伴う地震群発（最大震度4程度）
1970～1971（昭和45～46）年	噴火：1970年8月末頃、女岳山頂付近に噴気孔生成。 9月15日、更に新たな噴気孔が出現し 9月18日より噴火。以後頻繁に爆発（ストロンボリ式噴火）。溶岩流出。 噴出物総量 $1.4 \times 10^6 \text{ m}^3$ 。1971年1月26日まで続く。
1972（昭和47）年10月	カルデラ壁および女岳で噴気活動活発化。噴気地帯新生・拡大。
1975（昭和50）年2月	噴気：女岳の北側山腹で噴気活動活発
1976（昭和51）年7月	噴気：女岳山頂及びその付近で地中温度が1年前に比べてやや上昇。噴気活動も多少活発化。
1988（昭和63）年6月19～22日	南西山麓（生保内付近）で地震群発、最大M3.9（盛岡震度1）
1989（平成元）年11月～1990（平成2）年4月	南東山麓で地震群発。
2003（平成15）年5、6月	山頂部ならびに北西山腹で低周波地震を含む地震群発。
2005（平成17）年頃～	女岳で地熱活動活発化。地温上昇、噴気地拡大、熱消磁。
2011（平成23）年3月	東北地方太平洋沖地震（2011年3月11日）以降、山頂付近から北側約5km以内の範囲で地震活動が活発化。3月21日04時48分 M2.6（震度1）。
2016（平成28）年3月12～14日	山頂の北北東や山頂付近で地震がやや増加。
2017（平成29）年9月14	男女岳の北西で一時的に地震増加。
2018（平成30）年2～8月	カルデラ付近で低周波地震が発生。4月3日には振幅の小さな火山性微動が発生。
2020（令和2）年2～6月	山頂付近で振幅の小さな低周波地震が発生。
2024（令和5）年11月	山体北側で地震群発

※このうち、1932年と1970～71年の噴火についての記録（秋田県災害年表（1982）の記載を一部改変）を併記する。

- ① 昭和7年7月21日から生保内村の秋田駒ヶ岳の女岳の南約1.5kmにある俗称石ボラが突如活動を開始し、爆発と同時に頂上付近に10か所の新噴火口が生じた。

爆発したのは21日、23日、25日、26日にかけてで、その爆音と地震のようなものが遠く大曲町でも感じられた。噴火口の周囲は泥流に覆われ、表面は青く、底は赤く、その厚さは6mもあった。

また、岩石の落下範囲は半径200m位で、その中には直径2mぐらいの岩もあった。

噴火の被害は爆裂区域が30町歩、泥土の氾濫150町歩、火山灰の堆積200町歩で、草は枯れ、鳥やへびの死骸が多数見られた。噴火口の一つは8月に入っても間欠的に多量のガスを噴出した。

- ② 昭和45年9月18日に秋田駒ヶ岳が昭和7年の爆発以来38年ぶりに噴火活動を始めた。

噴火した地点は秋田駒ヶ岳の男岳（1,632m）の南約500m、女岳の頂上から西に40～50mの旧火口の中央付近で1日300回から500回位の爆発を11月頃まで繰り返し、その後次第に衰え、翌年1月26日以降活動を停止した。

噴火はストロンボリ式で噴煙噴石は高い時には500m位の高さまで上がり、溶岩は火口から400mにわたって流出し、火山灰は玄武岩のような黒色の細かい粒状のものが火口から約1kmの範囲まで降灰した。噴石は大きいものは半身大から人身大のものが山頂や中腹の一部を覆い付近の植物を焼失させた。

第2 秋田焼山（1, 366 m 北緯39度57分50秒 東経140度45分25秒）

直径約7 km、比高約700 m、緩傾斜（15°以下）の山体からなる小型の成層火山。近年、噴火活動を繰り返している火山であることから、火山防災のために監視・観測体制の充実等が必要な火山としている。

主に安山岩（ SiO_2 58%）の主山体頂部に直径600 mの山頂火口（外輪山）があり、焼山山頂はその南西縁。2個のデイサイトの溶岩円頂丘が火口底の中央火口丘鬼ヶ城（ SiO_2 71%）と火口南東縁にある。

主山体東側に側火山拇森があり、その中央火口丘国見台から東に溶岩が流出している。主山体南側にも側火山黒石森がある。

焼山山頂付近は硫気変質が著しく山頂火口や山麓に多くの温泉がある。西麓の玉川温泉は強酸性で、北投石（鉛を含む重晶石）の沈澱が有名。火山ガスによる登山者の事故も起きている。有史以後の噴火は鬼ヶ城や北面の爆裂火口、空沼からの泥流流出などがある。別名、熊沢山、硫黄山。

<最近1万年間の活動>

山頂部で拇森西溶岩円頂丘が形成された（大場：1991）。その後山頂部を中心として水蒸気噴火が少なくとも3回（14～15、15～17、17世紀以降）発生している（伊藤：1998）。これ以外に堆積物としては保存されていない、ごく小規模な水蒸気噴火が歴史時代においても何回も発生していると思われるが、詳細は不明。

＜有史以後の火山活動の記録＞

807（大同 2）年	噴火？
1310～1460年	水蒸気噴火：火砕物降下。
1678（延宝 6）年2月21日	水蒸気噴火（中規模）：火砕物降下。噴火場所は空沼（＝鬼ヶ城）火口。（VEI 2）
1867（慶応 3）	水蒸気噴火？
1887（明治20）年	水蒸気噴火？：噴火場所は空沼（涸沼）火口。
1890（明治23）年9月23日	水蒸気噴火？：火砕物降下。降灰？
1929（昭和 4）年9月	水蒸気噴火？：火砕物降下。降灰？
1948（昭和23）年	水蒸気噴火：火砕物降下。泥粒が5～7 km飛散。
1949（昭和24）年 8月30日～9月1日	水蒸気噴火：火砕物降下、泥流。噴火場所は空沼（＝涸沼）火口。 空沼（旧火口）の4か所で噴火があり、厚さ0.8 m、長さ200 m程度の泥流を流出。
1951（昭和26）年2月頃	水蒸気噴火？：火砕物降下。噴火場所は空沼（涸沼）火口。泥飛散。
1957（昭和32）年	水蒸気噴火：泥流
1986（昭和61）年	叫沢で、火山ガス（H ₂ S）により1名死亡。
1997（平成 9）年5月11日	岩屑なだれ、地すべり堆積物、土石流、火砕物降下。噴火場所は東山麓澄川温泉付近。北東山腹の澄川温泉で地すべりに伴い水蒸気噴火。
1997（平成 9）年8月16日	水蒸気噴火：火砕物降下、泥流。噴火場所は空沼火口。火山性微動の発生とともに空沼火口で水蒸気噴火。
2011（平成23）年3月～4月	東北地方太平洋沖地震（2011年3月11日）以降、山頂の南南西約10 kmで地震活動が活発化。

第3 八幡平（1, 613m 北緯39度57分28秒 東経140度51分15秒）

八幡平は、主に安山岩の成層火山群で、頂部は高原状。火口湖・八幡沼などの小湖沼に富み、山麓には噴気孔・温泉・泥火山が多く、硫黄の採掘（松尾鉱山）が行われたことがある。

<最近1万年間の活動>

山頂部の泥炭中には八幡平火山起源の降下火山灰が少なくとも3枚存在し、このうち過去1万年以降に噴出したと考えられるのは上位2枚である（和知・他，2002）。噴出年代は、それぞれ約7300年前と9800～10000年前である。

<有史以後の火山活動の記録>

1973(昭和48)年	10月中～下旬。大沼温泉、大深温泉、蒸の湯、後生掛温泉などで数回にわたり地鳴りを伴う有感地震。旧泥火山と湯沼跡で泥噴が活発化。大沼温泉付近の噴気孔が広がる。
1996(平成8)年	12月21～22日、山頂から南方約6kmで小規模な群発地震活動。12月31日、山頂から南方約3kmで小規模な地震活動。

第2節 被害想定

第1 被害想定

秋田駒ヶ岳について、気象庁では、男女岳がある「北部カルデラ」とその南側に接して女岳等がある「南部カルデラ」の2つのカルデラのいずれかからの噴火を想定している。

(噴火警戒レベルについては「第2章 火山災害予防計画 第4節 防災情報の収集、伝達計画」参照)

2003(平成15)年に国土交通省などが作成した「秋田駒ヶ岳火山防災マップ」に示されたとおり、最大規模の噴火が発生したと仮定した場合、乳頭温泉郷、田沢湖高原・水沢温泉郷、高野・小先達・先達・造道・上中生保内・下中生保内・石神・春山の各集落に火砕流、火砕サージ、融雪型火山泥流のいずれかの影響を受けるほか、岩手県側の国見温泉や雫石町橋場集落等も融雪型火山泥流の影響を受けるものとされている。

なお噴石については、居住区域に被害を与える可能性は低いものと思われるほか、降灰の影響範囲も年間でもっとも多い風向の場合は、そのほとんどが東の岩手県側に及ぶものと予想されている。

気象庁は、秋田焼山についても「噴火警戒レベル」を2013年(平成25年)に導入するとともに、秋田県が作成した「秋田焼山火山防災マップ」によれば、秋田焼山については、熱せられた地下水等が水蒸気となって爆発し、火山ガスが噴石や火山灰とともに噴き出す「水蒸気噴火」の可能性が高いとされている。また可能性は低いですが、積雪時に溶岩流や火砕流を伴った噴火をした場合に融雪型火山泥流の発生も指摘されている。

山頂から東に鹿角市の後生掛温泉、西に玉川温泉・新玉川温泉等の温泉が半径約3kmの距離にあり、噴火時の影響を受ける可能性が高いと予想される。

＜影響を受ける地域の世帯数・居住人口＞

※令和6年(市民生活課調べ)

山別区分	行政区	世帯数	人口
秋田駒ヶ岳 (火山からの距離 4～9km)	高原	61世帯	89名
	高野	106世帯	222名
	造道	59世帯	122名
	石神	61世帯	161名
	上中生保内	61世帯	152名
	下中生保内	91世帯	182名
	先達	47世帯	99名
	春山	26世帯	46名
秋田焼山 (〃 3km)	玉川	1世帯	1名

＜影響を受ける地域の年間入込客数等＞ ※令和5年実績（観光課調べ）

区 分		乳頭・田沢湖高原・水沢地区	八幡平・玉川地区
入 込 客 数		5 8 6， 4 0 2	2 6 9， 6 1 5
宿 泊 者 数		2 3 0， 3 9 2	1 1 5， 7 8 7
入 込 推 計	登 山	3 3， 5 7 9	
	スキー	8 9， 8 6 2	
	アルパこまくさ	4 1， 2 6 1	
	キャンプ場	2， 1 0 2	

第3節 火山災害現象の解説

第1 火山現象用語

火山現象	平常時から噴火時まで火山活動に起因して火山で発生するすべての現象をいう。
噴火活動	火山の火口からマグマなどの噴出物を放出または流出する現象に関連して、異常現象の発生から終息にいたるまでの期間の火山における活動をいう。
火砕物 (火山砕屑物)	火口から放出される固形、あるいは半固形の岩石の破片の総称。 直径64mm以上は火山岩塊、64～2mmは火山礫、2mm未満は火山灰に分類される。また、多孔質で直径2mm以上のものについて、白色のものを軽石、暗色のものをスコリアという。
火砕流	広義には種々の火砕物が一団となって高速で地表を流下する現象であり、狭義には高温の火砕物と火山ガス・空気が一団となって急速に流下する現象のこと。堆積物は一般に細粒物質が多く分級（淘汰）の悪いことが特徴。
火砕サージ	火山斜面に沿う高速の流れで、火山礫や火山灰を主体とする。 火砕流に比べて流れの見掛けの密度がはるかに小さく、砂嵐のような現象である。 しかし、構造物を破壊するほどの威力があり、高温の場合は、火災を引き起こすこともある。
溶岩流	溶岩流は、火口から噴出した溶岩が粘性の高い流体として山腹斜面を流下する現象である。溶岩流は流下経路上の農地、林地、住宅地等を完全に埋没、焼失させる。 我が国の火山は安山岩質マグマを噴出する火山が多いため、溶岩流の粘性は比較的高く、時間をかけて流下することから、歩行による避難が可能な場合もある。 過去には、大きな人的被害は発生していないが、複数の火口から同時に溶岩流が噴出する場合には逃げ道を失うおそれもあり、警戒が必要な火山現象の一つである。

火山ガス	地表に噴出されるマグマ中の揮発成分のことで、噴火口・噴気孔・温泉湧出孔などから定常的に噴出されている。 成分は、大部分が水蒸気であり、二酸化硫黄、硫化水素、二酸化炭素等を含んでいる。
火山性地震	火山体又は火山付近の比較的浅いところを震源とし、マグマや火山ガスが移動又は体積が変化したために地殻が破壊されて発生する地震。
火山性微動	火山活動に関連して発生する連続した震動。 マグマやガス・熱水など地下での流体の移動等が原因として考えられており、噴火活動期に観測されることがあるため極めて重要視されている。 なお、火山灰などの噴出活動に連動して発生することもある。
火山灰	火砕物の一種で、直径が2 mm未満のもの。
カルデラ	火山地域に見られる大きな円形またはそれに近い形の火山性凹地のこと。 一般に、直径2 kmを超えるものをカルデラと呼び、直径2 km未満を火口とする。カルデラの多くは、大量の火山砕屑物の噴出によって火口下に空洞が生じ、陥没を引き起こして形成されたと考えられている。カルデラ周辺には火山砕屑物（火砕流堆積物）の大地を形成しているものが多い。
降下火砕物	火口から高く噴き上げられ、降下した火砕物のこと。 火砕物は上層風に流されて火口の周辺や風下側に降下し、人々の生活や経済活動に大きな打撃を与える。
融雪型火山泥流	火山から噴出した高温の噴出物（火砕流等）が周囲の積雪などを溶かし噴出物と山腹の堆積物を大量に取り込み流下する大規模な泥流のこと。
降雨型泥流（土石流）	火山やその周辺で、火山帯を構成する火砕物や新しい火山灰が降雨等の気象現象によって流出し、発生する泥流のこと。 土石流と比較して、泥流の方が含まれる岩塊の大きさは小さい。
水蒸気噴火	地下に蓄えられているマグマから伝わってきた熱が、火山体内部に滞留する地下水を加熱し、気化させることにより新たに火口を作って水蒸気と火山灰等を放出する爆発的な噴火活動。火山灰にはマグマ本体の物質は含まれない。

ストロンボリ式噴火	比較的短い間隔で、周期的に火口からマグマの破片や火山弾などを放出する噴火の形式。流動性の大きい玄武岩質マグマの活動に伴うことが多い。
プリニー式噴火	大量の軽石や火山灰が火山ガスとともに垂直に噴き上げられる大規模な噴火で、高度10km以上に達する噴煙柱が特徴的である。
ブルカノ式噴火	固結した溶岩によって塞がれていた火口が、マグマから分離したガスの圧力によって開かれ、火山弾・火山岩塊・火山灰などを爆発的に放出する形式の噴火。安山岩質マグマのように、中程度の粘性をもつマグマの活動が特徴的である。
噴石	噴火によって高速で噴出した岩塊のこと。なお、気象庁の防災情報では、火山礫と火山岩塊を合わせて噴石と呼んでいる。
溶岩円頂丘 (溶岩ドーム)	粘性の大きな溶岩が広く拡がらず、噴出口の上にもり上がったドーム状の火山体をいう。

第4節 防災知識の普及計画

(総合防災課・まちづくり課・包括支援センター・観光課・交流デザイン課・商工課)

第1 計画の方針（火山災害に強いまちづくり）

田沢湖生保内地区に位置する秋田駒ヶ岳及び田沢湖玉川地区に位置する秋田焼山の山麓は、火山災害の影響を受ける区域であると同時に市民の生活の場であり、全国から多くの人が訪れる県内屈指の観光資源を有する地域である。また、県南と県北を結ぶ国道341号や岩手県雫石町へと通ずる国道46号、さらにはJR田沢湖線などが走る交通の要衝である。

このため市は、火山活動に起因するあらゆる災害を予防するため、火山防災に関する諸施設の整備等を関係機関と連携しつつ計画的に進めるとともに、火山災害に関する情報を収集・伝達し、被害を最小限に食い止めるため避難が速やかに行える環境を整える。

このほか、市及び防災関係機関は、防災週間、火山防災の日、防災関連行事等を通じ、平時から市民に火山に関する基礎知識や火山防災に関する知識の普及啓発を図るものとする。

さらに、仙北市、指定地方行政機関、指定公共機関等災害予防責任者は、職員に対し防災教育を実施するなど火山災害に強いまちづくりを推進するものとする。

第2 火山災害における被災者の知識

被災者にとって最も重要な知識は、自らが被災者となった場合の避難生活及び生活支援に関することである。特に火山災害時においては、その終息時期を予測・確定することが困難であり、避難生活が長期化することが十分予想されるため、市は、集落別の自主防災組織等と連携し、定期的に避難生活及び生活支援に関する講習会等を開催し、知識の付与に努めるものとする。

1 要配慮者

要配慮者（災害対策基本法第8条第2項第15号に規定する「要配慮者」をいう。以下同じ。）には高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児、外国人等様々な方がいるため市の職員は要配慮者個々の事情や状態に合わせた支援の必要性を理解して対応することが重要である。また、被災者自身についても、同じ被災者の中にも要配慮者に対する配慮、相互理解が必要である旨を併せて説明し、知識として付与することに留意する。

特に高齢者は、災害時に適切な避難行動をとれるよう、日頃より一人ひとりが地域と連携して、災害リスクや避難場所、避難のタイミングへの理解を深めることが必要である。このため、市及び県は、防災・減災への取組を実施する防災部門と、高齢者の生活支援を核となり実施している包括支援センターやケアマネジャーなどの福祉部門との連携により、高齢者に対し、適切な避難行動に関する理解の促進を図るものとする。

2 避難者へのプライバシー

市として防災にかかわる被災者のプライバシー保護については、主に避難所生活の中で生じる

と考えられるが、施設内の区割り（世帯ごと）や個別面談室などを設けて、その保護に留意するとともに、市には個人情報に関する守秘義務がある旨を市民に説明し、知識として付与することが必要である。

3 女性の視点を踏まえた支援

男女の特質の違いを考慮した支援は不可欠であり、女性の特質を考慮した内容を市の各種計画に盛り込むとともに、これらを市民への知識として普及させるための啓発活動を進めることに留意する。

第3 職員に対する火山防災教育

市の職員は、災害発生時に計画実行上の主体となって活動しなければならないことから、火山災害に関する豊富な知識と適切な判断が要求されるため一層の資質向上に努める。

1 教育の方法

- （1）講習会、研修会等の実施
- （2）視察、現地調査等の実施
- （3）防災活動の手引等印刷物の配布
- （4）防災訓練の実施

2 教育の内容

- （1）仙北市地域防災計画及びこれに伴う各機関の防災体制と各自の任務分担
 - ア 非常参集の方法
 - イ 被害調査の方法
- （2）防災関係法令の運用
- （3）火山災害の特徴
- （4）火山災害時の一般知識
- （5）過去の主な被害事例
- （6）防災機材の取扱方法

第4 一般住民に対する火山防災知識の普及

1 現 況

市には現在「秋田駒ヶ岳防災マップ」、「秋田焼山防災マップ」の2つのハザードマップがあり、前者は既に市民に配布済である。

また、気象庁から平成21年10月27日からは秋田駒ヶ岳、平成25年7月25日には秋田焼山で「噴火警戒レベル」が運用開始、令和5年3月にはそれぞれ改正され、インターネット等によりリアルタイムで火山活動の状況を含め閲覧できるようになっている。

2 対 策

(1) 普及の方法

- ア 新聞、広報、インターネット（気象庁・国土交通省ホームページ）等による普及
- イ テレビ、ラジオ、防災行政情報伝達システム等による普及
- ウ 写真、ビデオ、スライド等による普及
- エ 講演会等による普及
- オ 立て看板等による普及
- カ チラシ、パンフレットによる普及
- キ 図画、作文等の募集による普及

(2) 普及すべき内容

- ア 火山災害に関する知識（火山災害への備え、応急手当等）
- イ 地域固有の防災問題への認識（危険箇所の実態把握）
- ウ 仙北市地域防災計画の概要
- エ 自主防災組織と活動状況（役割分担、活動内容）
- オ 火山噴火時の心得
 - （ア）災害情報等の聴取方法
 - （イ）連絡方法の確保
 - （ウ）避難の方法、場所、時期等の徹底
 - （エ）非常食糧、身の回り品の準備及び貴重品の始末
 - （オ）火山災害時の態様に応じて取るべき手段方法等

第5 観光客、観光事業者への防災知識の普及・啓発

現在、市の乳頭山・秋田駒ヶ岳への入込み者数は、年間で約356万人（令和5年）と、多くの観光客等が訪れている。

しかし、これまで火山防災情報については、気象庁のホームページ（平成27年8月に導入した噴火速報など。）や地元の秋田駒ヶ岳火山防災ステーション及び情報センターからの情報発信はあるものの、観光客、観光事業者に対する情報提供は、未だ十分とは言えない現状にある。

- （1）田沢湖・角館観光協会等の関係機関と連携して、市民及び観光業者を含む観光客等に対して、火山防災知識の普及・啓発を周知するものとする。
- （2）観光施設、宿泊施設、駅等の公共交通機関、コンビニ、ガソリンスタンド等における火山防災マップの提示、観光客用リーフレットやインターネットによる火山情報の提供、秋田駒ヶ岳火山防災ステーション・玉川温泉ビジターセンターにおける展示、山岳ガイドによる情

報提供等により観光客等に対し啓発活動に努める。

第6 学校等を通じた防災知識の普及

火山防災知識の普及については、秋田駒ヶ岳山麓で学ぶ児童・生徒が通う生保内小・中学校において学習内容へ計画的に組み入れることが重要となる。一般災害対策編「第2章第1節第4 学校等を通じた防災知識の普及」に記載された防災対策に火山防災対策を加え、火山に関する知識、避難方法等について、学年に応じた内容及び地域の実態等に応じた教育・指導により、その知識の普及に努めるものとする。

第7 防災上重要な施設の管理者等の教育

田沢湖生保内・田沢地区内の防災上重要な施設の管理者等に対する防災教育は、消防法等関係法令に基づき、火山災害対策を含めた講習会等を実施して資質の向上に努める。

(1) 査察等を通じた現場指導

防災上重要な施設については、定期的に査察を実施して、施設の維持管理及び災害発生時における対処要領等について指導する。

(2) 講習会、研修会等の実施

ア 防災管理者に対しては、講習会、研修会、連絡会等を通じて、その職責を自覚させる。

イ 事業所等の職員に対しては、講習会、訓練等を通じて火山災害発生時における対処能力を向上させる。

指導内容としては、主として事業所等の防災に関する計画、過去の災害事例、施設の構造及び緊急時における連絡通報体制とする。

(3) 火山防災に関する指導書、パンフレット等を作成配布する。

資料1－9「防災上重要施設一覧表」

第8 企業における火山防災教育

企業における火山防災意識の啓発と防災力の向上を図るものとし、企業を地域コミュニティの一員として捉え、市は、地域の防災訓練又は研修などへの積極的な参加を呼びかけ、防災アドバイスをを行うものとする。

第9 学術機関との連携

市は、県及び関係機関とともに、火山防災協議会の構成委員である秋田大学・東北大学・岩手大学等や、火山活動の現状や推移に関する総合的な評価を行う火山調査研究推進本部と積極的に連携し、これら学術機関の保有する火山災害に関する知識・知見などを教育・普及するために研修会

等を計画し、広く市民の火山防災に関する意識の啓発・知識の付与に努めるものとする。

第5節 自主防災組織等の育成計画

(総合防災課・角館消防署)

第1 計画の方針

火山災害時における防災活動は、行政機関のみならず地域住民の協力がなければ万全を期し得ない。火山災害の被害が及ぶと予想される、田沢湖生保内地区と田沢地区での住民の隣人互助の精神に基づく、地域の実状に応じた自主防災組織を育成するとともに、事業所等の自衛消防組織等の充実を図る。

また、男女双方の視点に配慮した防災を進めるため、自主防災組織及びその活動における女性の参画を促進するよう努める。

第2 地域住民等の自主防災組織

1 現 況

本市における、自主防災組織の組織率は地域間に格差があるものの全市的には低い状況であり、町内会や集落単位の研修会等により啓発を図り、突発的に発生する各種災害に備え、自主防災組織の積極的な整備が必要である。

2 対 策

市では、既存の組織に加え、次により自主防災組織等市民の自発的な防災組織の結成と、その育成強化に努めるものとする。

(1) 組織づくり

- ア 町内会、集落等の自治組織に、防災に関する活動を組み入れることにより、自主防災組織として育成する。
- イ 何らかの防災活動を行っている組織に、その活動の充実強化を図りながら、自主防災組織として育成する。
- ウ 婦人団体、青年団体、PTA等、地域で活動している組織を活用して、自主防災組織として育成する。
- エ 児童、生徒等の活動を助長させ、将来の自主防災活動の素地を育成する。

(2) 活動の活性化

- ア 計画的にリーダー研修会等を開催し、指導能力の向上を図る。
- イ 自主防災組織の参加を含む防災訓練計画を策定し、防災技術の向上に努めるものとする。
- ウ 活動の積極的推進を図り、褒章制度の導入を図る。
- エ 防災教育用資器材の整備を図る。
- オ 自主防災組織が行う主な活動は、次のとおりとし活性化を図る。

(ア) 平常時

- a 情報の収集伝達体制の確立
- b 火気使用設備及び器具等の点検
- c 防災資器材等の備蓄及び管理
- d 防災知識の普及及び防災訓練の実施
- e 市内の安全点検の実施
- f 避難路、方法、避難場所の確認
- g 地域の災害時要援護者の把握

(イ) 災害発生時

- a 初期消火の実施
- b 被害状況等の収集、報告、命令指示等の伝達
- c 救出、救護の実施及び協力
- d 避難誘導の実施
- e 炊き出し及び救援物資の配分に対する協力

第3 事業所の自衛消防組織等

1 現 況

事業所は、不特定多数の者を収容したり、多量の火気、危険物等を使用したりする場合は少なく、災害が発生した場合、被害を増大させる危険性が潜在している。

なお、防火管理者及び危険物取扱者等の防災責任者がいる事業所は、それぞれ自衛消防組織等が組織され、また、ガス取扱事業所では、LPガス保安協会及び高圧ガス地域防災協議会などの指導のもとに自主保安体制の充実に努めている。

2 対 策

- (1) 火山災害による被害が及ぶと想定される田沢湖生保内、田沢、玉川温泉の各地区にある事業所においては、自衛消防組織等の設置が義務づけられている事業所はもとより、設置義務のない事業所においても、従業員、利用者の安全を確保するとともに、地域の災害拡大防止のための自衛消防組織等の編成と次の活動を行うことを指導する。

- ア 防災訓練
- イ 従業員の防災教育
- ウ 情報の収集、伝達方法の確保
- エ 火災その他の災害予防対策
- オ 避難対策

カ 応急救護対策

キ 地域の防災活動への協力

(2) ガス取扱事業所に対しては、協会等を通じ自主防災体制の充実強化を図る。

(3) 電気、交通機関等防災上重要な施設に対して、実状に即した防災計画について指導助言する。

(4) 防火管理者、危険物取扱者等の防災上責任を有するものに対しては、講習会等の実施により資質の向上を図る。

(5) 各事業所に対しては、計画的に査察を行い現場に即した指導を行う。

資料6－1 「自主防災組織一覧表」

第6節 防災訓練計画

(総務課・総合防災課・角館消防署)

第1 計画の方針

訓練は、火山災害の発生に備え、市をはじめとする防災関係機関、民間団体、ボランティア団体及び地域住民との相互の緊密な連携のもと、救命・救助、救護及び避難誘導等を実践的かつ総合的に実施することにより、緊急即応体制を速やかに確立するとともに、防災関係機関はもとより集落単位の地域コミュニティ等と協力し、市民の防災意識を含めた地域の防災力の向上を図る。

また、その実施にあたっては、防災週間や火山防災の日を通じて、火山防災協議会などの関係機関と連携しながら、地元市民の参加のほか、市を訪れる登山者や観光客等を対象とした訓練や要配慮者を含む被災者等に対する安全な避難誘導及び大規模災害発生時における円滑な避難所の開設及び運営、特に避難所運営においては、女性や要配慮者の視点を考慮した支援訓練を重視して実施する。その他、各訓練における女性の参画を促すとともに、市として訓練検証を行い、課題点を明らかにして、避難対策や他の計画等の改善を逐次図っていくものとする。

第2 現 況

仙北市地域防災計画に基づく各種訓練を計画的に実施し、その訓練で得た教訓を防災対策に反映している。

なお、市は平成27年度の県総合防災訓練で、はじめて火山災害に特化した訓練を実施している。

第3 訓練の区分

1 図上訓練

各種災害を想定し、その災害に対処する関係機関・団体間の連携、具体的な災害を防ぐ措置や災害応急対策等を図上検討して、その対応を明らかにする。なお、図上訓練は、実動訓練が実施出来ない場合や対策等の指揮手順を訓練する場合に実施する。

2 実動訓練

災害を想定し実員により総合的、個別的に実施する。

(1) 総合訓練

市をはじめとする防災関係機関、関係団体等及び地域住民の参加のもと、連携を重視した総合的な防災訓練を実施する。

(2) 個別訓練

訓練種目別、あるいは訓練地域を限定し、訓練目的を絞って、個別的な防災訓練を実施

する。

3 火山災害にかかる防災意識の普及啓発

市は、登山者等に対して、最寄りの駅や集客施設等を活用して、作成したリーフレットや最新の火山の活動状況の情報を掲示して、火山災害にかかる防災意識の普及啓発を図るものとする。

また、地元住民や観光関係者への火山防災意識の普及啓発活動については秋田地方気象台と連携しながら、各町内会を説明会単位の基本として、火山防災説明会と称して、機会を求めて同説明会を相互調整して実施するものとする。

4 「訓練の種別」、「防災訓練計画」、「訓練実施要綱」、「市の総合防災訓練の実施方針」等については、一般災害対策編第2章第3節防災訓練計画の定めに従って行うものとする。

第7節 災害情報の収集・伝達計画

(総務課・総合防災課・関係機関)

第1 計画の方針

火山活動に起因する地震及び地殻変動、噴火による噴石、泥流、降灰及び火砕流又は有毒ガス、災害の発生、積雪時の融雪型火山泥流等による災害を予防するため、火山防災マップの活用や、監視観測体制及び火山情報の収集・伝達体制を整備し、予防・応急・復旧対策に備える。

第2 情報収集体制・伝達体制

1 全 般

市は、市自ら又は協力者の支援を得て、観測・地温測定（女岳）を行い、積極的に情報収集するとともに、気象庁及び県の火山防災協議会から提供される火山活動に関する情報を定期的に把握するものとする。

2 職員の動員

火山災害が発生した場合には、市及び防災関係機関が連携して、それぞれの所掌する事務ごと、

又は自らの業務に関して、積極的に職員を動員して情報収集にあたるものとする。

3 体制の整備

- (1) 防災行政情報伝達システムや市公式LINE、安全安心メール、及び地域運営体のデジタルサイネージなどを活用して、警報等を広く住民や水防管理者等に伝達する体制を整備する。

また、市は登山者等に対して、自らの安全を確保するため、噴火に関する情報収集や家族等を含む関係者との連絡手段を整えたり、警察が公開している登山届の提出等を行うように市のホームページなどを積極的に活用して広報、登山者等の意識啓発に努めるものとする。

なお、登山届の提出にあたっては、ITを用いた登山届の仕組みを活用するなど、登山者等が情報の提供を容易に行うことができるよう必要な配慮をするとともに、火山地域全体での一体的な運用を図るよう努める。

その他、登山者等が利用する施設等（観光施設や火山情報センターなど）に火山活動情報の掲示や噴火対応に関する注意看板の設置、火山防災マップの配布等を行い、地元観光関係者等とも連携しながら、登山者等に対する防災知識の普及啓発に努めるものとする。

- (2) 集落別の自主防災組織等と連携して、避難場所等・避難路をあらかじめ指定し、日頃から防災訓練を通じて、住民への周知徹底に努めるものとする。
- (3) 市及び防災関係機関は、相互に連絡が迅速かつ確実に行えるよう情報伝達ルート多重化及び情報交換のための収集連絡体制の明確化等、体制の整備を図る。
- (4) 市は、各機関及び機関相互間における情報の収集、連絡体制の整備を図るものとする。そ

の際、夜間休日の場合等においても県の災害情報システム等を活用し、対応できる体制の整備を図る。

- (5) 衛星通信、パソコン通信、防災行政情報伝達システム等の通信手段の整備などによる民間企業、報道機関、住民等からの情報など多様な災害関連情報等の収集体制の整備に努める。
- (6) 市は、火山研究者との協力関係を確保し、噴火対策や監視情報等に関し、適切な指導・助言が受けられる体制を構築するとともに、火山に隣接する岩手県、岩手県雫石町、鹿角市の自治体や岩手県火山防災協議会を含む同火山防災検討会など民間の火山研究団体との情報共有と協力体制を構築する。

第3 火山周辺の居住地の画定

市は、火山周辺で住民が居住している生保内・田沢・玉川の各地区を「居住地区」として画定し、関係機関及び集落別の自主防災組織等と連携して、早期に警戒避難体制を確立するとともに、噴火警報等が発表されたときには、優先的にこの各地区の「居住地域」に対して情報提供を行う。

このうち、火山災害時に影響が及ぶ可能性の高い、秋田駒ヶ岳山麓の乳頭、田沢湖高原、水沢、高野、造道、先達・小先達、春山、石神、中生保内（上中生保内、下中生保内）の9行政区と、秋田焼山に近い玉川の1行政区に居住する住民への情報提供を最優先とする。

第4 避難促進施設の指定

活動火山対策特別措置法第6条第1項第5号に基づき、火山災害警戒区域内にある施設で、火山現象の発生時における当該施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる施設を避難促進施設として次のとおり指定する。

【秋田駒ヶ岳】

名 称	所 在 地	連絡先
たざわ湖スキー場	仙北市田沢湖生保内字下高野73-2	0187-46 -2011

第5 監視観測対策の強化

1 各機関の観測・監視体制

現在、各機関で行っている火山の観測・監視については、次表のとおりである。

市は、これら機関からの情報等に基づき定期的に監視を行うとともに、住民や観光客等が異常現象を発見したときは遅滞なくその旨を市長、警察、消防機関等に通報するよう指導する。

また、新たに火山情報を確認した時は、現地調査を実施し監視観測の強化を図るほか、必要に応じ状況を把握するため関係機関並びに学識経験者等による現地調査を行う。

【秋田駒ヶ岳】

実施機関	観測機器・観測項目
気象庁	地震計、G N S S、空振計、傾斜計
国土地理院	G N S S
東北地方整備局	地震計、監視カメラ
東北大学	地震計、G N S S、傾斜計、ひずみ計

【秋田焼山】

実施機関	観測機器・観測項目
気象庁	地震計、G N S S、傾斜計、空振計、監視カメラ
東北地方整備局	監視カメラ
東北大学	地震計

【八幡平】

実施機関	観測機器・観測項目
国土地理院	G N S S
東北大学	地震計（秋田焼山に設置されているもの）

※気象庁の情報はホームページで、また国土交通省の情報は、秋田駒ヶ岳火山防災ステーション（アルパこまくさ）及び湯沢河川国道事務所ホームページでリアルタイム画像を確認することができる。

第6 気象庁による火山情報の活用

仙台管区気象台地域火山監視・警報センター（秋田地方気象台）では、平成19年12月より「噴火警報・予報」を発表している。平成21年10月からは秋田駒ヶ岳、平成25年7月には秋田焼山で「噴火警戒レベル」が運用開始、令和5年3月にはそれぞれ改定され、噴火時等において、とるべき防災対応・行動が5つのキーワードで、わかりやすく表現されて提供されることとなった。

また「噴火速報」については、平成27年8月に噴火の発生事実を迅速に発表する情報として新たに導入されている。

市ではこれらの噴火警報等を住民に適時、適切に情報提供していくほか、避難判断等に活用するものとする。

1 火山に関する噴火警報・噴火予報・情報の種類と内容

噴火警報（居住地域） 又は噴火警報	仙台管区气象台が、警戒が必要な範囲が居住地域に及ぶ場合にその対象範囲や警戒事項等を発表する。
噴火警報（火口周辺） 又は火口周辺警報	仙台管区气象台が、警戒が必要な範囲が火口周辺に限られる場合にその対象範囲や警戒事項等を発表する。
噴火予報	仙台管区气象台が、火山活動の状況が静穏である場合、あるいは火山活動の状況が噴火警報には及ばない程度と予想される場合に発表する。
噴火速報	仙台管区气象台が、登山者や周辺の住民に対して、火山が噴火したことを端的にいち早く伝え、身を守る行動を取っていただくために発表する。 噴火速報は以下の場合に発表する。 ・噴火警報が発表されていない常時観測火山において、噴火が発生した場合 ・噴火警報が発表されている常時観測火山において、噴火警戒レベルの引上げや警戒が必要な範囲の拡大を検討する規模の噴火が発生した場合※ ・このほか、社会的な影響が大きく、噴火の発生を速やかに伝える必要があると判断した場合 ※噴火の規模が確認できない場合は発表する。 なお、噴火の発生を確認するにあたっては、気象庁が監視に活用しているデータだけでなく、関係機関からの通報等も活用する。

降灰予報	気象庁は以下の3種類の降灰予報を提供する。 ①降灰予報（定時） ・噴火警戒発表中の火山で、噴火により人々の生活に影響を及ぼす降灰が予想される場合に、定期的（3時間毎に発表）。 ・発表時刻は2時、5時、8時、11時、14時、17時、20時及び23時。 ・18時間先（3時間区切り）までに噴火した場合に予想される、降灰範囲や小さな噴石の落下範囲を提供。 ②降灰予報（速報） ・噴火の発生を通報する「噴火に関する火山観測報」を受けて発表。 ・降灰予報（定時）を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予測された場合に発表。 ・降灰予報（定時）が未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表。 ・事前計算された降灰予報結果から適切なものを抽出することで、噴火後速やかに（5～10分程度で※）発表。 ・噴火発生から1時間以内に予想される、降灰量分布や小さな噴石の落下範囲を提供。 ③降灰予報（詳細） ・噴火の観測情報（噴火時刻、噴煙高など）を用いて、より精度の高い降灰予測計算を行って発表。 ・降灰予報（定時）を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予測された場合に発表。 ・降灰予報（定時）が未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表。 ・降灰予報（速報）を発表した場合には、予想降灰量によらず、降灰予報（詳細）も発表。 ・降灰予測計算結果に基づき、噴火発生後20～30分程度で※発表。 ・噴火発生から6時間先まで（1時間毎）に予想される降灰量分布や、降灰開始時刻を提供。 ※ 噴煙が気象条件により直接確認できない場合等には、これよりも降灰予報の発表に時間を要することや、降灰予報を発表できないことがある。
------	--

火山ガス予報	仙台管区气象台が、居住地域に長期間影響するような多量の火山ガスの放出がある場合に、火山ガスの濃度が高まる可能性のある地域を発表する。
火山の状況に関する解説情報	【火山の状況に関する解説情報（臨時）】 仙台管区气象台が、現時点で、噴火警戒レベルの引き上げ基準に達していない、または、噴火警報を発表し「警戒が必要な範囲」の拡大を行うような状況ではないが、今後の活動の推移によっては噴火警報を発表し、噴火警戒レベルの引上げや、「警戒が必要な範囲」の拡大を行う可能性があるとは判断した場合等に、火山活動の状況や防災上警戒・注意すべき事項を伝えるため発表する。
	【火山の状況に関する解説情報】 仙台管区气象台が、現時点では、噴火警戒レベルを引き上げる可能性は低い、または、噴火警報を発表し「警戒が必要な範囲」の拡大を行う可能性は低い、火山活動に変化がみられるなど、火山活動の状況を伝える必要があると判断した場合に適時発表する。
噴火に関する火山観測報	仙台管区气象台が、噴火が発生したことや、噴火に関する情報（噴火の発生時刻・噴煙高度・噴煙の流れる方向・噴火に伴って観測された火山現象等）を噴火後直ちにお知らせするために発表する。

2 秋田駒ヶ岳、秋田焼山の噴火警報・噴火予報（噴火警戒レベル運用火山）

種別	名 称	対象範囲	レベル (キーワード)	火山活動の状況
特別 警 報	噴火警報 (居住地域) 又は 噴火警報	居住地域 及びそれ より火口 側	レベル5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす 噴火が発生、あるいは切迫して いる状態にある。
			レベル4 (高齢者等避 難)	居住地域に重大な被害を及ぼす 噴火が発生すると予想される（可 能性が高まってきている）。
警 報	噴火警報 (火口周辺) 又は 火口周辺 警報	火口から居 住地域近く までの広い 範囲の火口 周辺	レベル3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響 を及ぼす（この範囲に入った場 合には生命に危険が及ぶ）噴火が 発生、あるいは発生すると予想 される。
		火口から少 し離れた所 までの火口 周辺	レベル2 (火口周辺規 制)	火口周辺に影響を及ぼす（この 範囲に入った場合には生命に危険 が及ぶ）噴火が発生、あるいは 発生すると予想される。
予 報	噴火予報	火口内等	レベル1 (活火山である ことに留意)	火山活動は静穏。火山活動の状 況によって、火口内で火山灰の 噴出等がみられる（この範囲に 入った場合には生命に危険が及 ぶ）。

3 八幡平の噴火警報・噴火予報（噴火警戒レベル未運用火山）

種別	名称	対象範囲	警戒事項等 (キーワード)	火山活動の状況
特別 警報	噴火警報 (居住地域) 又は 噴火警報	居住地域及 びそれより 火口側	居住地域 厳重警戒	居住地域に重大な被害を及ぼす 噴火が発生、あるいは発生する と予想される。
警報	噴火警報 (火口周辺) 又は 火口周辺警報	火口から居 住地域近く までの広い 範囲の火口 周辺	入山危険	居住地域の近くまで重大な影響 を及ぼす（この範囲に入った場 合には生命に危険が及ぶ）噴火 が発生あるいは発生すると予想 される。
		火口から少 し離れた所 までの火口 周辺	火口周辺危険	火口周辺に影響を及ぼす（この 範囲に入った場合には生命に危 険が及ぶ）噴火が発生、あるい は発生すると予想される。
予報	噴火予報	火口内等	活火山である ことに留意	火山活動は静穏。火山活動の状 態によって火口内で火山灰の噴 出等が見られる（この範囲に入 った場合には生命に危険が及 ぶ）。

第7 異常現象の通報

噴火及び噴火前兆現象と思われる次の異常現象を発見した者は、速やかに関係機関に通報する。

- 1 噴火及びそれに伴う降灰等
- 2 火山地域での火映・鳴動の発生及び地震の群発
- 3 火山地域での山崩れ、地割れ、地盤の上昇・沈下及び陥没等の地形変化
- 4 噴気や噴煙の量・色・臭い・温度、昇華物等の顕著な変化
- 5 顕著な地温上昇、地熱地帯の新生・拡大・移動、草木等の立ち枯れ等
- 6 火山付近の湖沼・河川の水量・濁度・臭い・色・水温の異常、発泡、軽石・死魚の浮上

第8 火山防災協議会

1 火山防災協議会の設置

県及び市は、活動火山対策特別措置法に基づき、火山災害警戒地域の指定を受けた秋田駒ヶ岳・秋田焼山の両山について「火山防災協議会」を設置している。

2 火山防災協議会の構成

火山防災協議会は、県、市町村、气象台、地方整備局等、自衛隊、警察、消防機関、火山専門家のほか、観光関係団体など検討に必要な様々な者を加え構成する。また、必要に応じて、検討事項に応じた部会（コアグループ等）を設置するなど、円滑な検討に資する体制を整備している。

3 火山防災協議会における協議事項等

- (1) 市は火山防災協議会で協議された噴火警戒レベルや火山ハザードマップの作成、噴火警戒レベルの見直しや市内の両山の避難計画の作成・見直しの際には、退避壕・退避舎の必要性や設置の可否についても、県と連携しながら検討していくとともに、同協議会で得た火山現象の発生及び今後の活動推移に関する情報を市のホームページなどを活用して、広く市民等に周知するものとする。

また、併せて市の警戒避難体制の整備に関する取り組みについても、地域の実情を考慮して、同協議会の中で綿密に協議して行くものとする。

- (2) 市は、必要に応じて火山防災協議会に意見を求めつつ、避難促進施設における避難確保計画の作成（変更を含む）や避難訓練に係る助言を行うなど、施設所有者や管理者への支援に努めるものとする。

- (3) 市は、火山防災協議会の協力を得て、地域防災計画及び各火山の避難計画に下記事項を明記して作成するものとする。

ア 火山現象の発生及び推移に関する情報収集及び伝達に関する事項

イ 火山に関する予報・警報、情報の発表及び伝達に関する事項

- ウ 噴火警戒レベルの運用による入山規制及び避難指示等、避難のための措置について
市長が行う通報及び警告に関する事項
- エ 避難場所及び避難経路に関する事項
- オ 火山現象に係る避難訓練に関する事項
- カ 救助に関する事項
- キ その他、必要な警戒避難体制に関する事項

第8節 通信施設の災害予防計画

(総合防災課・関係機関)

第1 計画の方針

火山災害時における通信の確保は、防災活動上極めて重要である。このため、計画的に保有する通信施設の改善と保守点検、運用管理に万全を期さなければならない。

また、火山災害時に利用できる関係施設の現状についても把握しておくことが必要である。

特に秋田県総合防災情報システム、警察、消防、N T T等の非常用無線を効率的に活用するため、平素から関係機関との円滑な調整に努め、防災行政情報システム等を活用の上、災害時の通信を確保する。

第2 通信施設の整備

1 情報連絡施設

(1) 現 況

クラウド・公衆網を活用した防災行政情報伝達システム「@インフォカナル」により、緊急速報メール、市公式L I N E、安全安心メール、戸別受信機等を通じて市民への一斉配信が可能となっている。

さらに防災行政無線（移動系）の車載型、可搬型、携帯型、各種無線機を使用し、緊急事態発生時には現場と本部を繋ぎ、円滑な情報伝達を出来るよう体制を整えている。

(2) 対 策

ア 携帯キャリアは電波送信設備の維持管理及び更新に努める。

イ 市は、災害時の情報伝達に関わる実行可能性の確保に向け、情報配信、伝達に関する定期的な訓練の実施に努める。

ウ 移動局については、定期的に点検整備を実施し、常にその能力維持に配慮する。

エ 必要に応じ、移動局の増設整備を推進する。

2 秋田県総合防災情報システム

(1) 現 況

県は、高速・大容量のデジタル通信を県内における防災情報の基盤通信手段として、県庁第二庁舎に統制局を設置し、地域振興局、県出先機関、市町村、消防本部及び防災関係機関との間で災害時における情報通信の収集伝達手段の一元化を図るとともに、統制局、端末局のバックアップ機能を配備し、迅速・適確な応急対策を支援する体制をとっている。

(2) 対 策

ア 各無線局については、定期的に点検整備を実施し、機能の維持に努める。

イ 毎日回線テストを行い障害の早期発見に努める。

ウ 定期的に起動・操作を行い常に使用可能な状態に維持する。

第3 東日本電信電話㈱秋田支店施設

1 現 況

各交換所間の中継通信回線は、ケーブルの地下化や有線と無線方式の併用などにより、災害に強く信頼性の高い通信設備の構築を図っている。また、災害発生時における通信を確保するため、必要により臨時回線や公衆電話の設置に必要なポータブル衛星通信車を配備している。

平成21年度には市と「災害復旧等に関する協定」を締結している。

2 対 策

(1) 建物及び局内外設備

施設を災害から防護するため、電気通信設備及び建物等については、耐水、耐風、耐雪、耐震、耐火等の構造としている。

(2) 地震災害時に備えての通信確保

ア 通信途絶を防止するため、主要な伝送路を多ルート構成とする。

イ 被災した電気通信施設等の迅速かつ確実に復旧をするための災害対策用機器及び資材等の整備を図るとともに、災害時の輸送を円滑に行うための措置計画を具体的に定める。

ウ 安定した通信を確保するため、主要な電気通信設備について、予備電源を設置する。

エ 災害時において、通信不通地域の解消、または重要通信の確保を図るため、伝送措置、交換措置及び運用措置に関する措置計画を作成する。

(3) 災害時措置計画

災害時において、通信不通地域の解消、又は重要通信の確保を図るため、伝送措置、交換措置及び運用措置に関する措置計画を作成する。

(4) 災害時の広域応援等

ア 広範囲な地域において災害が発生した場合は、必要により全国的規模も視野に入れた応

援班の編成、災害対策用機器及び資材等の確保と輸送体制、応援者の作業体制などを整備する。

イ 災害が発生し、又は発生のおそれのある場合に社員の非常招集、非常配置及び社外機関に対する応援又は協力の要請方法等について具体的に定める。

(5) 防災訓練の実施

ア 社内訓練のほか、国及び地方公共団体等が実施する防災訓練へ積極的に参加し、復旧技術の向上に努める。

第4 (株)NTTドコモ東北支社秋田支店施設

1 現 況

(1) 電気通信設備の高信頼化

災害の発生を未然に防止するため、電気通信設備等の防災設計を実施する。

(2) 電気通信システムの高信頼化

災害が発生した場合においても通信を確保するため、通信網の整備を行う。

(3) 電気通信処理システムに関するデータベース等の防災化

電気通信設備の設備記録等重要書類並びに通信処理システム等のファイル等について災害時における滅失、若しくは損壊を防止するため、保管場所の分散、耐火構造容器への保管等の措置を講ずる。

(4) 災害時措置計画

災害時等において、重要通信の確保を図るため、電送装置、交換装置及び網装置に関する措置計画を作成し、現行化を図る。

2 対 策

(1) 災害対策用機器及び車両等の配置

地震災害発生時において通信を確保し、又は災害を迅速に復旧するために、あらかじめ保管場所及び数量を定め、必要に応じて機器及び車両を配置する。

(2) 災害対策用資機材等の確保と整備

ア 災害対策用資機材等の確保

災害応急復旧を実施するため、平常時から復旧用資材、器具、工具、防災用機材、消耗品等の確保に努める。

イ 災害対策用資機材等の輸送

災害が発生し、又は発生するおそれのある場合において、災害対策用機器、資材及び物資等の輸送を円滑に行うため、必要に応じ、あらかじめ輸送ルート、確保すべき車両、ヘリコプター等の種類及び数量並びに社外に輸送を依頼する場合の連絡方法等の輸送計画を

定めておくとともに、輸送力の確保に努める。

(3) 災害対策用資機材等の整備点検

災害対策用資機材等は、常にその数量を把握しておくとともに、必要な整備点検を行い非常事態に備える。

第5 関係機関の通信施設

1 警察無線

(1) 現 況

無線設備については、仙北警察署、仙北警察署田沢湖交番、仙北警察署角館駅前交番、各駐在所及びパトロールカー等に設置されており、各種災害の際には迅速に対処できるよう体制が整備されている。

(2) 対 策

災害時における緊急通信のため、関係機関相互の協力が得られるよう体制の整備に努める。

2 災害時優先電話の指定推進

災害時は電話が繋がりにくいなどの通信障害が考えられるので、防災機関等についての災害時優先電話をN T Tの協力を得ながら共に推進する。

資料3－1 「秋田県総合防災情報システム」

資料3－2 「仙北市防災無線（移動系無線局設置状況）」

第9節 水害予防計画

一般災害対策編第2章第6節の定めによる。

特に火山山麓の河川については融雪型火山泥流等による氾濫の可能性もあるため、十分予防対策を講じる必要がある。

第 1 0 節 火災予防計画

一般災害対策編第 2 章第 7 節の定めによる。

第 1 1 節 危険物施設等災害予防計画

一般災害対策編第 2 章第 8 節の定めによる。

第 1 2 節 建造物等災害予防計画

一般災害対策編第 2 章第 9 節の定めによる。

第 1 3 節 土砂災害予防計画

一般災害対策編第 2 章第 1 0 節の定めによる。

特に、火山性地震、火砕流、融雪型火山泥流等の影響による土石流災害について十分予防対策を講じる必要がある。

第 1 4 節 公共施設災害予防計画

一般災害対策編第 2 章第 1 1 節の定めによる。

第 1 5 節 文化財災害予防計画

一般災害対策編第 2 章第 1 6 節の定めによる。

第16節 避難計画

(総合防災課)

第1 計画の方針

火山災害が発生した場合、又は、発生するおそれがある場合において、市民を安全確実に避難させるために、市として計画的に地域の災害危険箇所等の説明会を実施するとともに、集落単位の自主防災組織等の活動を支援し、地域の特性や災害の形態を踏まえた避難場所等・避難路の整備を実施する。併せて災害の形態に応じる避難場所等の指定について、市民に周知徹底させるとともに、避難等に関する情報の伝達、共有化を図るため、防災行政情報伝達システム、市公式LINE、安全安心メール、緊急速報メール及び自主防災組織の連絡網等の活用を図る。

また、その際に要配慮者を安全に誘導するため、市をはじめとする関係機関等が日頃から各町内単位で組織している自主防災組織と連携し、計画的な避難訓練等を実施する。

その他、市は火山現象に連動して夏季の時期であれば雨による土石流災害や、冬季の時期であれば積雪などが融けて発生する融雪型火山泥流など、大規模な複合災害が予想されることから、必要に応じて近隣市町の協力、合意を得て調整により市外に指定緊急避難所を臨時的に設け対応にあたるものとする。

第2 避難場所等・避難路

市は、迅速な避難を図るため、あらかじめ避難場所等・避難路の基準を指定しておくものとする。

避難場所等・避難路及びこれらの施設の耐震不燃化等については、仙北市の地域防災計画に具体的に定めるとともに、各整備事業制度を活用し、効率的な事業実施に努めるものとする。

火山災害では、噴火活動が長期化することも予想されるためライフラインの確保、情報伝達の容易さ、交通の利便性、医療機関の集積度、商業施設の集積度等を勘案し、田沢湖生保内地区及び西木町西明寺地区の避難場所等を優先的に利用するものとする。

玉川地区については、地理的条件に配慮し、鹿角市との連携も考慮した避難計画を立案するものとする。

その他、一般災害対策編第2章第18節避難計画の定めに従って行うものとする。

第17節 入山規制計画

(総務課・総合防災課・観光課・建設課・関係機関)

第1 計画の方針

市長は、火山の異常データの観測、活動活発化など火山活動により危険が予想されるときは、登山者の安全を図るため環境省、林野庁(秋田森林管理署)、秋田県等の関係機関と連携し、必要に応じ登山道等の入山規制を実施する。

また、火山活動の終息状況に応じ適切に規制を緩和する。

登山者等に対し火山に関する噴火警報・予報・情報の伝達システムの整備を図る。

第2 入山規制・緩和の実施

入山規制・緩和にあたっては、気象庁が発表する噴火警戒レベル及び噴火警報・予報の基準に沿うほか、県の秋田駒ヶ岳・秋田焼山火山防災協議会を含む学識経験者等の助言を受けて、入山規制・緩和及び解除を行う。

この際、統一的な実施を図るため、必要に応じ秋田駒ヶ岳については岩手県雫石町と、秋田焼山については鹿角市とそれぞれ調整を図りながら判断基準・規制範囲等を検討、確認するものとする。

入山規制の実施基準は、概ね次表のとおりとし、具体的な規制計画を別途定めるものとする。併せて、各火山の連絡道・避難道となる国道341号、県道西山生保内線、県道駒ヶ岳線、市道、林道についても通行規制を検討する。

火山名	噴火警戒レベル	規制内容
秋田駒ヶ岳	レベル3以上 (入山規制)	全ての登山道を入口で規制（県境縦走ルートは笹森山で湯森山方向を規制、その他は秋田県側への分岐路を規制）及び県道駒ヶ岳線と黒沢野林道を部分規制するとともにたざわ湖スキー場を立入規制を実施する。
	レベル2 (火口周辺規制)	北部・南部カルデラそれぞれのカルデラ縁と各登山道合流点を規制するとともに、県道駒ヶ岳線と黒沢野林道を部分規制、併せてたざわ湖スキー場銀嶺第3リフト周辺ゲレンデの立入規制を実施する。
	レベル1 (活火山であることに留意)	状況に応じ火口内の危険な範囲で立入規制を実施する。
秋田焼山	レベル3以上 (入山規制)	想定火口から少なくとも4km以内の立入規制及び特定地域の玉川温泉施設等には避難指示を発令する。また、国道341号及び八幡平アスピーテラインについても道路規制を実施する。
	レベル2 (火口周辺規制)	想定火口から概ね1km以内の立入規制及び玉川温泉から御生掛温泉に至る東西に走る稜線上の登山道で立入規制を実施する。 降灰を伴う噴火が発生した場合は、上記の立入規制に加えて国道341号と八幡平アスピーテラインの交差点、国道341号と玉川温泉入口との交差点で交通規制を実施する。
	レベル1 (活火山であることに留意)	状況に応じ火口内の危険な範囲で立入規制を実施する。

第3 入山者への情報伝達等

市は、入山者の入山時期及び滞在期間等の状況が個々の都合となり、状況把握が難しいため、道路等に設置されている電光掲示板などのデジタルサイネージの活用や観光施設、宿泊施設、駅等の公共交通機関、コンビニエンスストア、ガソリンスタンド等に入山規制の掲示物を貼る情報提供や、登山道入口等での看板設置、山岳ガイド等による情報伝達のほか、入山者を特定するため平常時から入山計画書や入山カード提出を励行する等、田沢湖・角館観光協会等と密接に連携して、多様な情報伝達システムの構築に努める。

第18節 医療計画

一般災害対策編第2章第19節の定めによる。

第19節 要配慮者の安全確保に関する計画

(福祉事務所・観光課・交流デザイン課・各社会福祉施設)

第1 火山噴火に伴う想定氾濫区域内の社会福祉施設等の安全対策

市の火山噴火に伴う想定氾濫区域内の社会福祉施設等としては、介護施設などがある。

市は、災害発生時における社会福祉施設等の被災者の救出・救助については、地域住民等近隣の相互扶助による自主的活動をはじめ、関係機関、自治会、自主防災組織及び民生委員等の協力を得て、迅速かつ安全に実施する。また、そのため市は、平時常時から集落単位の自主防災組織の立ち上げ及び育成に努めるとともに、自主防災組織の避難訓練等を通じて安全な避難場所等・避難路を選定し、相互に調整して具体的な避難要領を定める。併せて、それらの避難要領を地域住民等に周知徹底するとともに、自主防災組織の連絡網を活用し、市からの避難指示等の伝達体制を整えるものとする。

その他、一般災害対策編第2章第20節の定めに従って行うものとする。

第20節 ボランティア活動との調整計画

一般災害対策編第2章第21節の定めによる。

第 2 1 節 企業防災促進計画

一般災害対策編第 2 章第 2 2 節の定めによる。

第 2 2 節 広域応援体制の整備等

一般災害対策編第 2 章第 2 3 節の定めによる。

第2章 火山災害応急対策計画

第1節 活動体制計画

(各機関)

第1 計画の方針

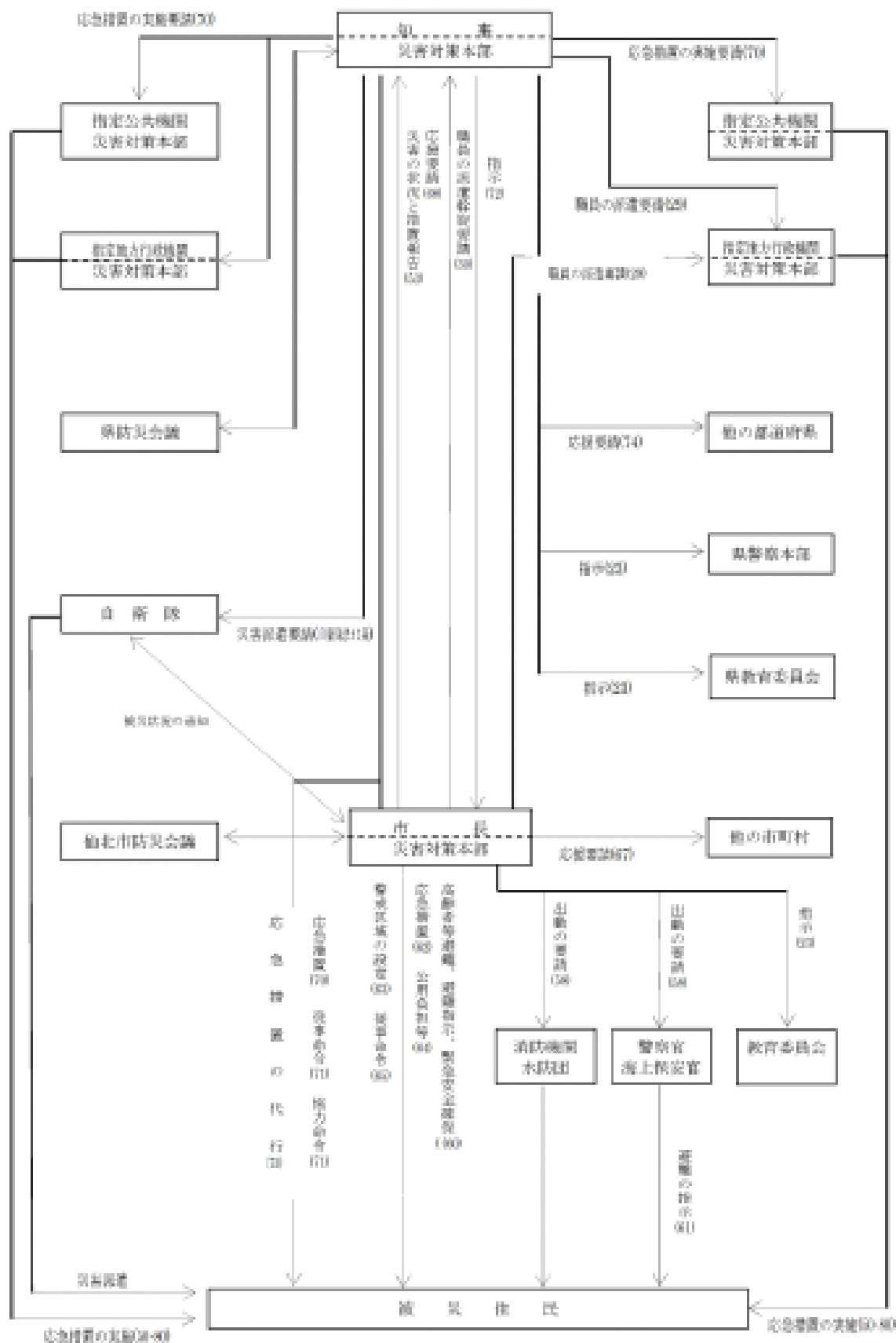
火山災害が発生し、又は発生するおそれのある場合において、市民の生命、身体、財産の安全確保を第一として、市の有する全機能を有効、適切に発揮して火山災害の発生を防御し災害応急対策等の防災活動を強力に推進するために、災害対策本部等の設置、応援要請、応急公用負担等の活動体制の確立を図る。

第2 防災活動体制

災害の予防、応急対策及び復旧対策の各分野にわたる防災活動を円滑に行うため、市及び防災関係機関との有機的な連携を図り、地域住民の協力により総合的かつ一体的な防災体制の確立を図る。防災活動のための体制図は次ページのとおりとする。

防災活動体制図

※（ ）内は災害対策基本法の条項



第3 仙北市災害対策本部等

1 設置及び廃止基準

市長は、秋田駒ヶ岳又は秋田焼山において、火山噴火等により市の区域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、次の基準に該当し必要があると認めるときは、災害対策本部等の設置を指示する。噴火による影響が終息し火山周辺の安全が確認されたときに廃止する。

火山災害における災害対策本部等設置基準表

名 称	設置場所	設 置 基 準	主 要 業 務※ ¹	構 成 員
災害対策本部	田沢湖庁舎 第1会議室	秋田駒ヶ岳及び秋田焼山とも気象庁から噴火警戒レベル3以上が発せられた場合	1 情報収集 2 火山防災協議会等との連携 3 施設の閉鎖 4 道路規制 5 登山道規制 6 登山者・観光客の避難誘導 7 住民避難等周知	本部長 市長 副本部長 副市長 本部員 教育長 危機管理監 各部長等 角館消防署長 消防団長 仙北警察署 担当者
災害対策部		秋田駒ヶ岳及び秋田焼山とも気象庁から噴火警戒レベル2が発せられた場合	1 情報収集 2 火山防災協議会等との連携 3 施設の閉鎖等 4 道路規制 5 登山道規制 6 登山者・観光客の避難誘導 7 住民避難等周知	部 長 副市長 副部長 総務部長 部 員 危機管理監 各部長等 角館消防署長 消防団長 仙北警察署 担当者
災害警戒部	田沢湖庁舎 総合防災課	秋田駒ヶ岳及び秋田焼山とも気象庁から噴火警戒レベル1の他、観測データ等の急激な変化や噴気異常、火山性微動・有感地震の頻発等、客観的事象により噴火の予兆が確認された旨の臨時の解説情報が発表された場合	1 情報収集 2 火山防災協議会等との連携 3 登山者・住民・施設利用者への情報伝達 4 想定火口付近の登山者の避難例の設定と普及啓発 5 施設利用者・登山者等の人数把握	部 長 危機管理監 部 員 指定職員等

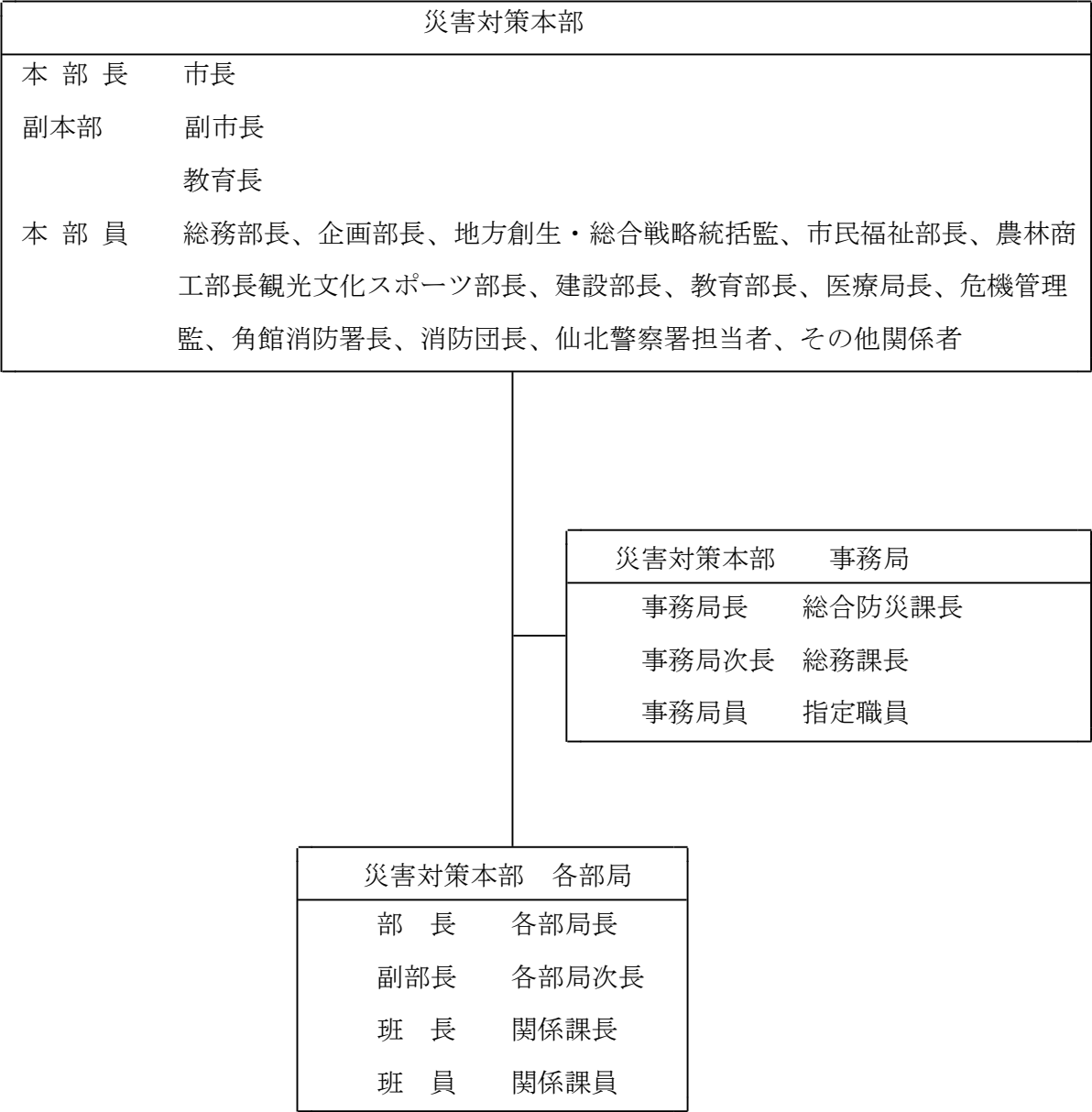
※1；主要業務の詳細は秋田駒ヶ岳火山避難計画（令和5年3月版／秋田駒ヶ岳火山防災協議会）、秋田焼山火山避難計画（居住地域・火口周辺地域）（令和5年3月／秋田焼山火山防災協議会）を参照

2 災害対策本部の編成及び事務分掌

(1) 業務内容

- ・火山災害に関する情報の収集・分析、伝達及び被害等の調査報告に関すること。
 - ・被害等の拡大防止、災害応急対策及び災害復旧対策に関すること。
 - ・対策、処置事項等の連絡及び指示事項の徹底に関すること。
 - ・他の防災関係機関との連絡調整に関すること。
- (消防・警察・自衛隊等設置の合同調整所及び県災害対策本部内の航空調整班との調整含む。)
- ・防災会議開催を含む連絡調整に関すること。

(2) 災害対策本部の構成



(3) 災害対策本部会議

災害対策本部長は、火山災害応急対策に関する方針、具体的な施策・対応策の決定・指示及び関係部署・関係機関等との総合調整を行うために本部会議を招集する。また、災害対策本部会議の会議次第は、おおよそ次のとおりとする。

災 害 対 策 本 部 会 議	
1	開 会
2	報告事項
(1)	気象情報及び災害状況（被災者等の状況含む。）
(2)	現在実施している災害応急対策の状況
(3)	各部署の配備体制
(4)	各部の処置事項
3	協議事項
(1)	今後の災害応急対策の決定・指示に関すること。
(2)	県を含む他市町村に対する応援要請の可否に関すること。
(3)	自衛隊に対する災害派遣要請の可否及び受け入れ（集結地域の指定等）に関すること。
(4)	災害救助法適用申請の可否に関すること。
(5)	各部間の調整・指示事項に関すること。
(6)	国等の視察団等に対する対応要領に関すること。
(7)	被災者に対する見舞金品の給付に関すること。
(8)	次回本部会議開催日時に関すること。
4	閉 会

(4) 留意事項

災害対策本部を設置又は廃止したときは、速やかに国・県をはじめ関係機関等及び近隣市町村に通報する。

また、併せて市民に対してもその旨を防災行政情報伝達システム等で広報、周知する。

資料1－4 「仙北市災害対策本部条例」

資料1－5 「仙北市災害対策本部規程」

資料1－6 「仙北市災害対策本部活動要領」

(5) 仙北市災害対策本部組織図

部の名称		班の名称	班 長	構 成
総務部		総務班	総務課長	総務課（職員係を除く）・契約検査室 総合情報センター
		受援班	職員係長	総務課職員係
		総合防災班	総合防災係長	総合防災課
		財政班	財政課長	財政課・管財課
		税務班	税務課長	税務課・収納推進課・固定資産税調査室
		地域班	田沢湖市民センター所長	田沢湖市民センター・田沢出張所・神代出張所
			角館市民センター所長	角館市民センター
			西木市民センター所長	西木市民センター・上桧木内出張所・桧木内出張所
企画部		企画政策班	企画政策課長	企画政策課・まちづくり課
市民福祉部		国保市民班	国保市民課長	国保市民課・神代診療所 生活環境課
		社会福祉班	社会福祉課長	社会福祉課
		こども家庭班	こども家庭センター所長	こども家庭センター・保育園等
		長寿支援班	長寿支援課長	長寿支援課・包括支援センター・にしき園
		保健班	保健課長	保健課 西明寺診療所・桧木内診療所・田沢湖歯科診療所
観光文化 スポーツ部		観光班	観光課長	観光課
		交流デザイン班	交流デザイン課長	交流デザイン課
		文化財班	文化財課長	文化財課
		スポーツ振興班	スポーツ振興課長	スポーツ振興課
農林商工部		農業振興班	農業振興課長	農業振興課
		農林整備班	農林整備課長	農林整備課
		商工班	商工課長	商工課・角館樺細工伝承館
建設部		建設班	建設課長	建設課
		上下水道班	上下水道課長	上下水道課
出納部		会計班	会計課長	会計課
教育部		学校教育班	教育総務課長	教育総務課 学校教育課 北浦教育文化研究所
		生涯学習班	生涯学習課長	生涯学習課・スポーツ振興課・文化財課 平福記念美術館
医療部		医療管理班	医療管理課長	医療管理課
		角館診療班	角館病院院長	角館病院診療部・看護部
		角館医事班	角館病院事務長	角館病院事務部
		田沢湖診療班	田沢湖病院院長	田沢湖病院
		田沢湖医事班	田沢湖病院事務長	田沢湖病院事務局
警防部		警防班	消防団副団長 角館消防署副署長	消防団 角館消防署・田沢湖分署・西木分署
災害対策本部		協力班	議会事務局・監査委員事務局・選挙管理委員会事務局・農業委員会事務局 公民館・平福記念美術館・図書館・市民会館・学習資料館 小学校・中学校・給食センター	

仙北市災害対策本部事務分掌

部	班	業 務 内 容
本 部 長		災害対策本部の業務を総括し、指揮監督命令する。
副本部長		本部長を補佐、本部長の不在間は職務を代行する。
総 務 部	総 務 班	1 職員の被害調査に関すること。 2 通信の確保に関すること。 3 災害広報・災害記録資料（写真等）の収集・整理・保存等に関すること。 4 報道機関との連絡調整に関すること。 5 災害見舞い者等の応接に関すること。 6 部内の総括調整に関すること。 7 住基情報システムの被害調査及び復旧に関すること。 8 情報システムの被害調査及び復旧に関すること。 9 災害対策本部の事務局業務（庶務及び本部会議運営補助を含む。）に関すること。
	受 援 班	1 職員の動員・再配置に関すること。 2 受援の調整に関すること。
	総合防災班	1 災害応急対策の立案に関すること。 2 避難等の指示、命令の発令に関すること。 3 国、県との調整及び関係機関への報告等に関すること。 4 所管の市有財産の被害調査及び応急対策に関すること。 5 罹災証明の発行に関すること。 6 災害対策本部の事務局業務（本部会議の開催・運営を含む。）に関すること。
	財 政 班	1 災害経費の予算措置に関すること。 2 災害対策用物品の調達購入に関すること。 3 管財課所管の市有財産の被害調査及び応急対策に関すること。 4 災害対策用車両の確保と配車に関すること。 5 田沢湖庁舎内電源の確保に関すること。 6 災害対策本部の事務局業務に関すること。
	税 務 班	1 市税の徴収猶予及び減免に関すること。 2 被災建築物の調査に関すること。 3 災害対策本部の事務局業務に関すること。
	地 域 班	1 庁舎内の電源の確保に関すること。（田沢湖庁舎を除く。） 2 管内の災害情報の収集に関すること。 3 所管の公有財産の被害調査に関すること。 4 財産区の被害調査に関すること。 5 救援物資の受付・保管及び分配に関すること。 6 災害対策本部の事務局業務に関すること。

部	班	業 務 内 容
企 画 班	企画政策班	1 災害ボランティアに関すること。 2 県への陳情に関すること。 3 N T T東日本秋田支店、東北電力ネットワーク大曲電力センター 所管内の被害の情報収集に関すること。 4 所管の市有財産の被害調査及び応急対策に関すること。 5 災害対策本部の事務局業務に関すること。
市民福祉部	国保市民班	1 避難者名簿の作成に関すること。 2 部内の連絡調整に関すること。 3 所管の市有財産の被害調査及び応急対策に関すること。 4 防疫業務に関すること。 5 被災地のし尿処理に関すること。 6 廃棄物に関すること。 7 災害対策本部の事務局業務に関すること。
	社会福祉班	1 避難所設置に関すること。 2 所管に係る要援護世帯の安否に関すること。 3 罹災者の生活支援、援護に関すること。 4 被災した遺体の処理・安置・埋火葬等に関すること。 5 災害対策本部の事務局業務に関すること。 6 都内の連絡調整に関すること。
	こども家庭班	1 保育園児の安否確認に関すること。 2 所管の市有財産の被害調査及び応急対策に関すること。 3 災害対策本部の事務局業務に関すること。
	長寿支援班	1 高齢者要援護世帯及び介護施設利用者の安否に関すること。 2 所管の市有財産の被害調査及び応急対策に関すること。 3 災害対策本部の事務局業務に関すること。
	保健班	1 感染症の予防に関すること。 2 避難所における被災者の支援に関すること。 3 災害対策本部の事務局業務に関すること。

部	班	業 務 内 容
観光文化 スポーツ部	観光班	1 観光名所等の被害調査及び応急対策（田沢湖・角館観光協会と連携し、観光にかかわる被災情報の発信を含む。）に関する事 2 観光課所管の市有財産の被害調査及び応急対策に関する事 3 部内の連絡調整に関する事 4 災害対策本部の事務局業務に関する事
	交流デザイン班	1 観光客及び学習体験旅行者の安否確認、連絡調整、情報伝達に関する事 2 災害対策本部の事務局業務に関する事
	文化財班	1 文化財施設被害調査及び応急対策に関する事 2 災害対策本部の事務局業務に関する事
	スポーツ振興班	1 スポーツ施設被害調査及び応急対策に関する事 2 災害対策本部の事務局業務に関する事
農林商工部	商工班	1 商業・工業施設等の被害調査に関する事 2 災害対策のための労働力の確保及び罹災者に対する就業相談に関する事 3 災害対策本部の事務局業務に関する事
	農業振興班	1 農作物及び畜産関係の被害調査及び応急対策に関する事 2 所管の市有財産被害調査及び応急対策に関する事 3 被災農家への技術指導に関する事 4 部内の連絡調整に関する事 5 災害対策本部の事務局業務に関する事 6 主食の調達斡旋に関する事
	農林整備班	1 農地、農道、農業用施設の被害調査及び応急対策に関する事 2 所管の市有財産被害調査及び応急対策に関する事 3 産物、林道、森林被害及び森林土木の応急対策に関する事 4 災害対策本部の事務局業務に関する事
建設部	建設班	1 道路・橋梁等の被害調査及び応急対策に関する事 2 道路交通の確保・通行不能箇所等の表示に関する事 3 土木施設災害復旧事業に関する事 （建築技術者及び従事者の確保を含む） 4 公園施設等の応急対策に関する事 5 災害対策本部の事務局業務に関する事 6 被災建築物の危険度判定に関する事 7 応急仮設住宅建設及び住宅応急修理に関する事 8 部内の連絡調整に関する事
	上下水道班	1 飲料水の確保及び給水に関する事 2 上下水道等の被害調査及び応急対策に関する事 3 水道施設及び温泉施設の被害調査及び応急対策に関する事 4 建設部所管の市有財産の被害調査に関する事 5 建設部所管の災害関係の経理に関する事 6 災害対策本部の事務局業務に関する事

部	班	業 務 内 容
出納部	会計班	1 災害関係の経理に関すること。 2 見舞金の受付・保管及び分配に関すること。 3 災害対策本部の事務局業務に関すること。
教育部	学校教育班	1 所管の公有財産の被害調査及び応急対策に関すること。 2 避難所として指定している学校施設の管理に関すること。 3 児童、生徒、教職員の安全指導に関すること。 4 部内の連絡調整に関すること。 5 災害対策本部の事務局業務に関すること。
	生涯学習班	1 課の公有財産の被害調査及び応急対策に関すること。 2 避難所として指定している社会教育施設の管理に関すること。 3 災害対策本部の事務局業務に関すること。
医療部	医療管理班	1 公的医療機関及び医師会との連絡調整に関すること。 2 医療物資等の調達に関すること。 3 災害対策本部の事務局業務に関すること。
	角館診療班 田沢湖診療班	1 被災者の医療救護に関すること。 2 医療関係者の動員に関すること。 3 医療器具及び医薬品の調達に関すること。 4 検疫に関すること。
	角館医事班 田沢湖医事班	1 市立病院の被害調査及び応急対策に関すること。 2 医療救護所の設置に関すること。
警防部	警防班	1 消防職員の運用、消防団員の指揮運用及び動員に関すること。 2 避難等の指示等の住民への伝達に関すること。 3 被災者の救出及び行方不明者の捜索に関すること。 4 遺体の収容に関すること。 5 避難誘導に関すること。 6 災害現場の情報収集に関すること。 7 警防資器材の輸送に関すること。 8 災害の予防、警戒及び防御に関すること。
協力班		1 避難所開設を支援するとともに、運営協力に関すること。 2 備蓄物資の払い出しに関すること。 3 救援物資の受付・保管及び分配の支援に関すること。 4 災害対策本部からの協力要請に関すること。

第2節 動員計画

(総務課)

第1 計画の方針

火山災害応急対策活動に必要な要員を早急かつ円滑に招集するため動員の基準、動員のための伝達系統等を定め、その活動を迅速かつ的確に行える体制を整える。

第2 職員の動員

市内に災害が発生、又は発生するおそれがある場合、当該計画及び別に定める動員実施要領に基づいて、職員を動員、被害状況の把握及び災害応急対策を実施する。

1 動員基準

(1) 第1動員

項 目	内 容
動員基準	災害警戒部を設置したとき
動員の内容	1 情報収集・災害応急対策が円滑に実施できる体制とする 2 事態の推移に伴い速やかに高次の体制に移行し得る体制とする
動員要員	部長等
招集方法	所定の連絡方法による
参集場所	予め指定された庁舎又は登庁可能な最寄りの庁舎
活動内容	1 災害に関する情報の収集・伝達 2 災害対策部設置への移行準備 3 その他市長からの特命事項

(2) 第2動員

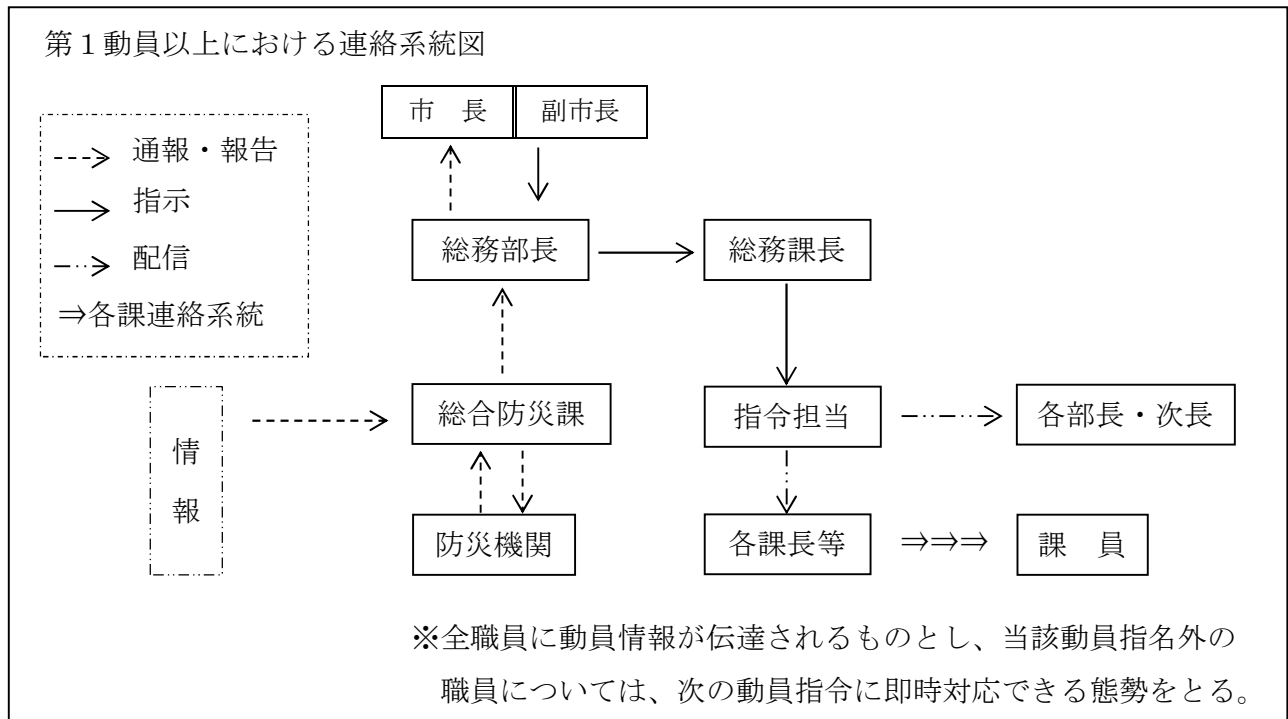
項 目	内 容
動員基準	1 災害対策部を設置したとき 2 災害警戒部の動員を強化すべきと市長が認めたとき
動員の内容	1 情報収集、連絡の強化及び社会的混乱の防止を図るとともに、災害に対処できる体制を確立する。 2 事態の推移に伴い速やかに災害対策本部を設置できる体制とする
動員要員	課長等以上の管理職
招集方法	所定の連絡方法による
参集場所	予め指定された庁舎又は登庁可能な最寄りの庁舎
活動内容	1 災害に関する情報の収集・伝達 2 災害対策本部の事務分掌に準じた災害応急対策 3 広報活動 4 災害対策本部設置への移行準備 5 その他市長からの特命事項

(3) 第3動員

項 目	内 容
動員基準	災害対策本部を設置したとき
動員の内容	災害発生に伴う救命・救助、避難対策及び災害応急対策等が円滑に実施できる体制とする。
動員要員	全職員
招集方法	所定の連絡方法による
参集場所	予め指定された庁舎又は登庁可能な最寄りの庁舎
活動内容	1 災害発生に伴う救命・救助 2 避難対策 3 災害応急対策 4 災害に関する情報の収集・伝達 5 広報活動 6 その他市長からの特命事項

2 動員伝達系統

- (1) 第1動員以上における職員招集の伝達は、携帯電話のメール配信又はデスクネット回覧を活用して市長の指示に基づき、指令担当が課長等以上の職員に伝達し、課長等はあらかじめ定めている課内連絡系統により課員に伝達するものとする。



- (2) 動員招集メールが使用できないなどの不測の事態が生じた場合は次のとおりとする。

ア 勤務時間中における動員の伝達

(ア) 庁内の放送設備及び電話による伝達

総務課長は、庁内放送又は庁内一斉連絡により職員に対し、配備の伝達をする。

<放送文(例)>

市長の緊急命令を伝達します。

〇〇〇〇のため、〇〇地域に被害が発生した模様である。〇〇時〇〇分 災害対策本部 を設置し、応急対策を実施することとした。〇〇庁舎第〇動員の職員は、直ちに配置につき応急対策の実施に万全を期されたい。

(イ) 使送による伝達

庁内放送又は庁内一斉連絡ができない場合は、総務課長は、課員の使送により、各部局長に動員の伝達をする。

各部局長は各課長に、又、各課長は各課員に伝達する。

イ 勤務時間外における動員の伝達

(ア) 総合防災課職員は、当市での噴火警戒レベルが「2」に上がったら、最寄りの庁舎等へ集合するものとする。

(イ) 指定職員及び地域センター等の職員並びに管理職員は、当市での噴火警戒レベルが「3」以上に上がったら、最寄りの庁舎等へ集合するものとする。

(ウ) 火山噴火による災害が発生した場合、災害対策本部等の本部長（部長又は室長）の指示により、最寄りの庁舎等へ集合するものとする。

(エ) 通信その他の方法による伝達ができない場合

職員は、災害対策本部等設置基準の災害を知覚した時点で、自主的に最寄りの庁舎又は登庁可能な庁舎等へ集合するものとする。

3 動員活動系統

局地的災害が発生した場合で、直接災害の影響を受けていない庁舎等の要員については、災害対策本部等の本部長（部長又は室長）の指示により、災害発生管轄庁舎等に動員し、全庁挙げて災害応急対策に臨み万全を図る。

4 動員の報告

職員は、登庁後直ちに各庁舎等の司令班又は災害対策本部各班長若しくは地域班長に所属名及び氏名を報告し、報告を受けた者は、所定の様式に記載し、総務部長に職員の登庁状況を報告する。

なお、他の部署においても、災害対策本部に準じた災害応急対策をとる部署においては同様とする。

<報告書式>

動員報告書					
年 月 日 時 分報告					
庁舎又は部署名				報告者氏名	
【動員名簿】					
登庁時間	所属名	氏 名	登庁時間	所属名	氏 名
				合計	名

第3 応急公用負担

1 要 件

火山災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるとき。

2 公用負担の内容

(1) 物的公用負担（災対法第64条）

ア 土地建物、その他の工作物の一時使用

イ 土石、竹木その他の物件の使用又は収用

ウ 現場の災害を受けた工作物又は物件で、応急措置の実施の支障となるものの除去、その他必要な措置

(2) 人的公用負担（災対法第65条）

市町村の区域内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者を従事させることができる。

3 公用負担の手続き等

災害対策基本法施行令等で定めるところによる。

4 損失補償及び損害賠償

災対法第82条第1項、第84条第1項の規定による。

資料14-1 「市長等の応急公用負担」

第3節 相互応援協力計画

一般災害対策編第3章第3節の定めによる。

第4節 消防防災ヘリコプターの活用計画

一般災害対策編第3章第4節の定めによる。

第5節 自衛隊の災害派遣要請計画

一般災害対策編第3章第5節の定めによる。

第6節 噴火警報・予報等の伝達計画

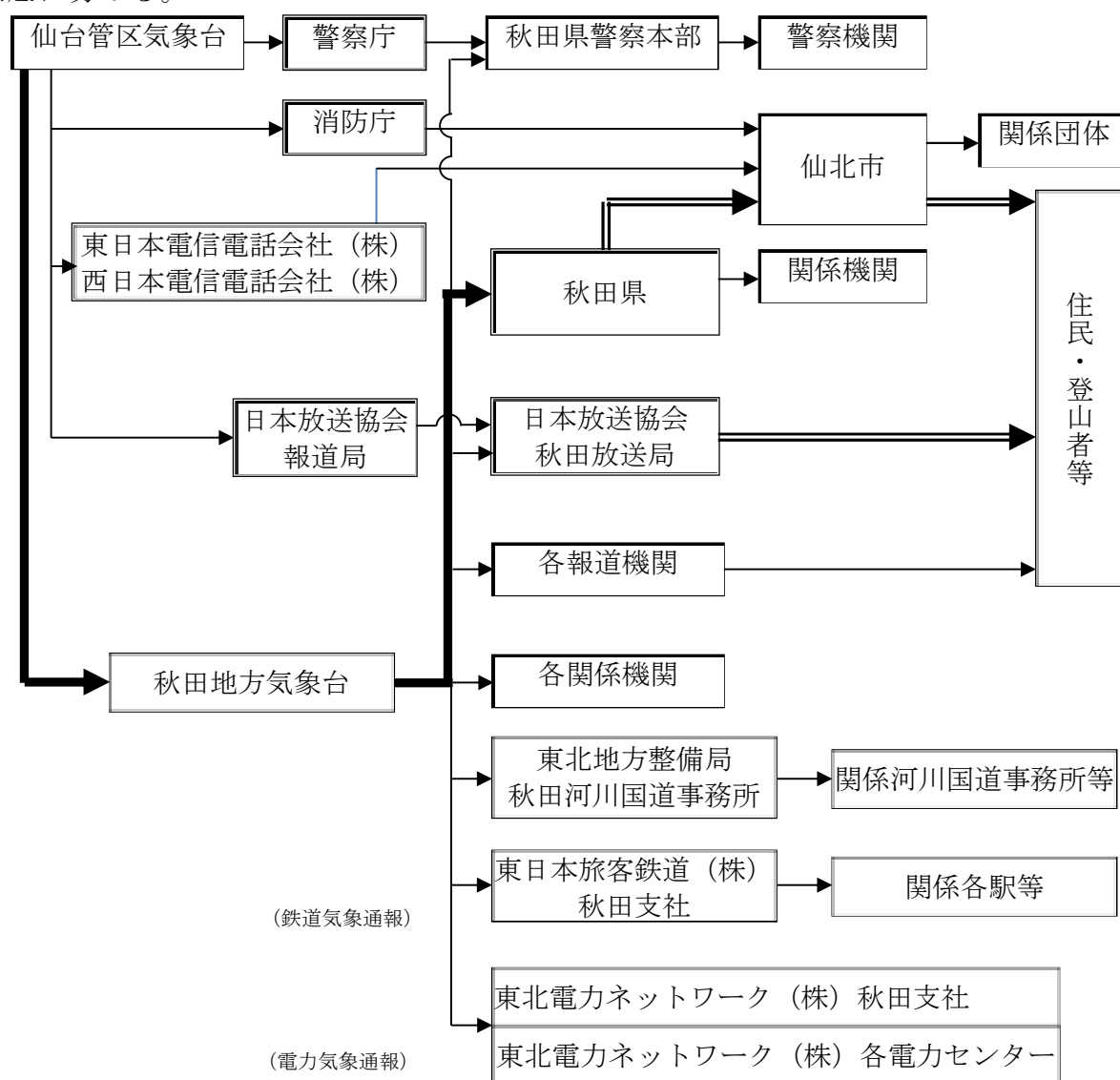
(総合防災課・関係機関)

第1 計画の方針

市及び県は、仙台管区気象台地域火山監視・警報センターが発表する噴火警報・予報、火山に関する情報等に関する住居地域住民の伝達手段として防災行政情報伝達システムなどの通信整備に努め、観光客等に対する伝達手段の多角化を図る。

1 噴火警報等の伝達系統は次のとおりとする。

市長は、噴火警報等の通報を受けた場合は、その内容を防災行政情報伝達システム、サイレン、広報車等を用い、迅速かつ的確に関係機関及び住民・観光客等に伝達し、周知徹底に努める。



注) 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号及び第9条の規定に基づく法定伝達先。

注) 二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務付けられている伝達経路。

注) 太線及び二重線の経路は、火山現象警報、火山現象特別警報、火山の状況に関する解説情報(臨時の発表であることを明記したものに限る。)及び噴火速報が発表された際に、活動火山対策特別措置法第12条によって、通報又は要請が義務づけられている伝達経路。

第7節 災害情報の収集・伝達計画

(各機関)

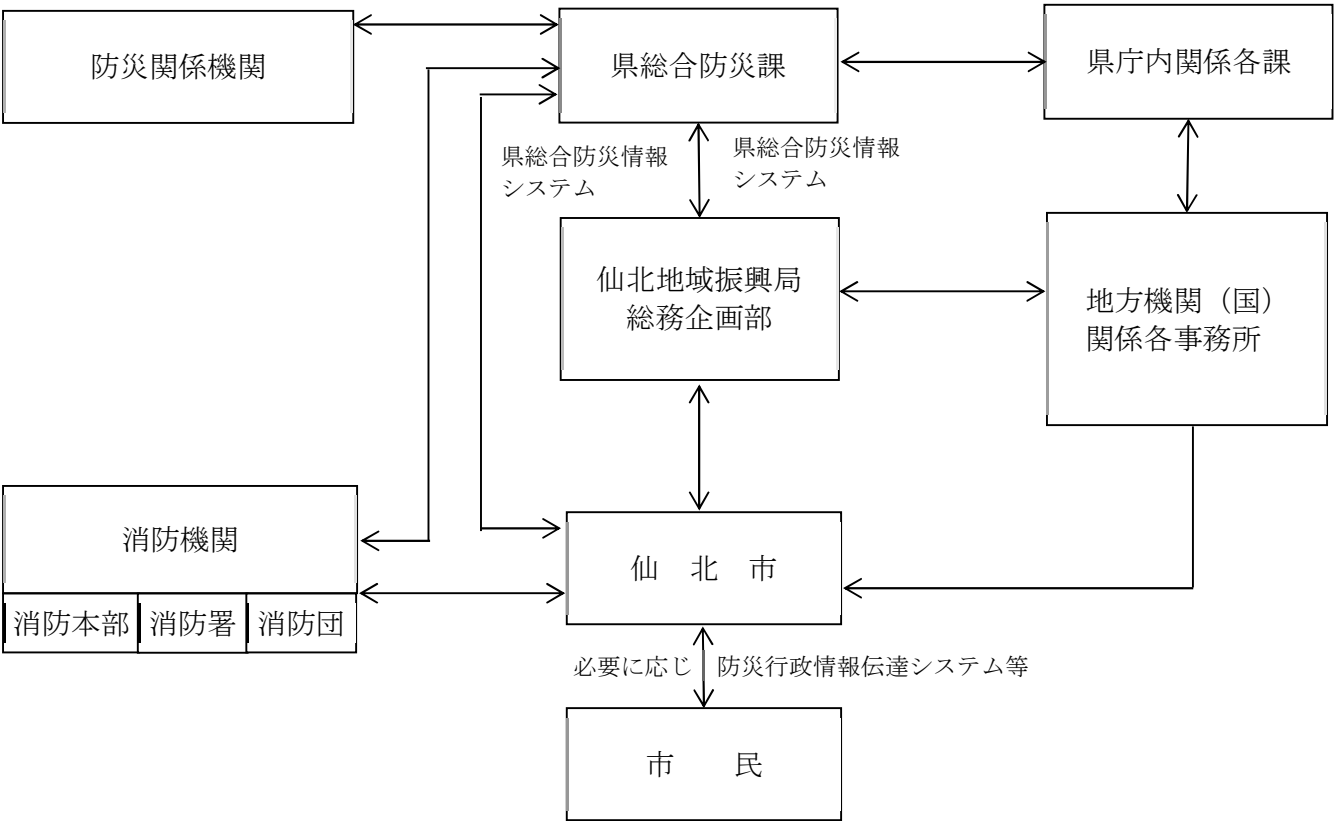
第1 計画の方針

災害情報は、火山災害応急対策及び災害復旧・復興対策に関する基礎的要件として不可欠なものであり、県及び市並びに関係機関が相互に緊密な連携を保持し、迅速かつ正確な情報収集・伝達及び情報の共有化を図る。

第2 情報収集体制及び伝達系統

- 1 火山災害が発生した場合は、県及び市並びに関係機関は、その所掌する事務又は業務に関して積極的に自らの職員を動員して、情報収集にあたるものとする。
- 2 市は、関係機関の協力を得て、災害発生直後において概括的な被害情報、ライフライン被害の範囲、医療機関を訪れた負傷者の状況等の被害の規模を把握するとともに、必要に応じて国・県の現地連絡員の派遣を受けて、相互に関連する災害情報の収集にあたる。
- 3 市及び関係機関は、被害規模を含む概括的な災害情報を上級機関に報告するとともに、災害応急及び災害復旧・復興対策活動に関して、適時適切に情報交換を相互に行うものとする。

特に市内で発生した人的被害（死者・行方不明者数）については、県が一元的に集約・調整を行い、適切に管理して得られた情報については、県との綿密な連携のもと、同被害の内容整理・突合せ・精査を行い、誤りや遺漏がないよう留意するとともに、指揮系統を経て直ちに消防庁へ報告するものとする。



- 4 市及び関係機関は、田沢湖・角館観光協会を通じて観光事業者及び山岳会並びにホテル旅館組合等と相互に連携し、火山災害情報を共有するとともに、観光客や入山者等の迅速・的確な安否情報の収集に努める。
- 5 市は、必要に応じて火山災害情報を市民等に防災行政情報伝達システム・安全安心メール・緊急速報メール・広報車による広報で伝達するとともに、新たな情報管理システムを整備して、市民等への確実な情報伝達に留意する。

第3 火山噴火の影響と土砂災害警戒情報

火山噴火の発生に併せて秋田県と秋田地方地方気象台が共同して土砂災害警戒情報を発表した場合、火山泥流や土石流の発生が懸念される。

その際、市は、これらを直ちに防災行政情報伝達システム、安全安心メール、緊急速報メール及び広報車等で市民等に広報し、避難情報の発信や事後の災害応急対応を周知し、適切な行動がとれるよう留意する。また、併せて災害情報の収集に努めるとともに、国、県及び関係機関との連携・協力体制を図るものとする。

第4 異常現象発見時の措置

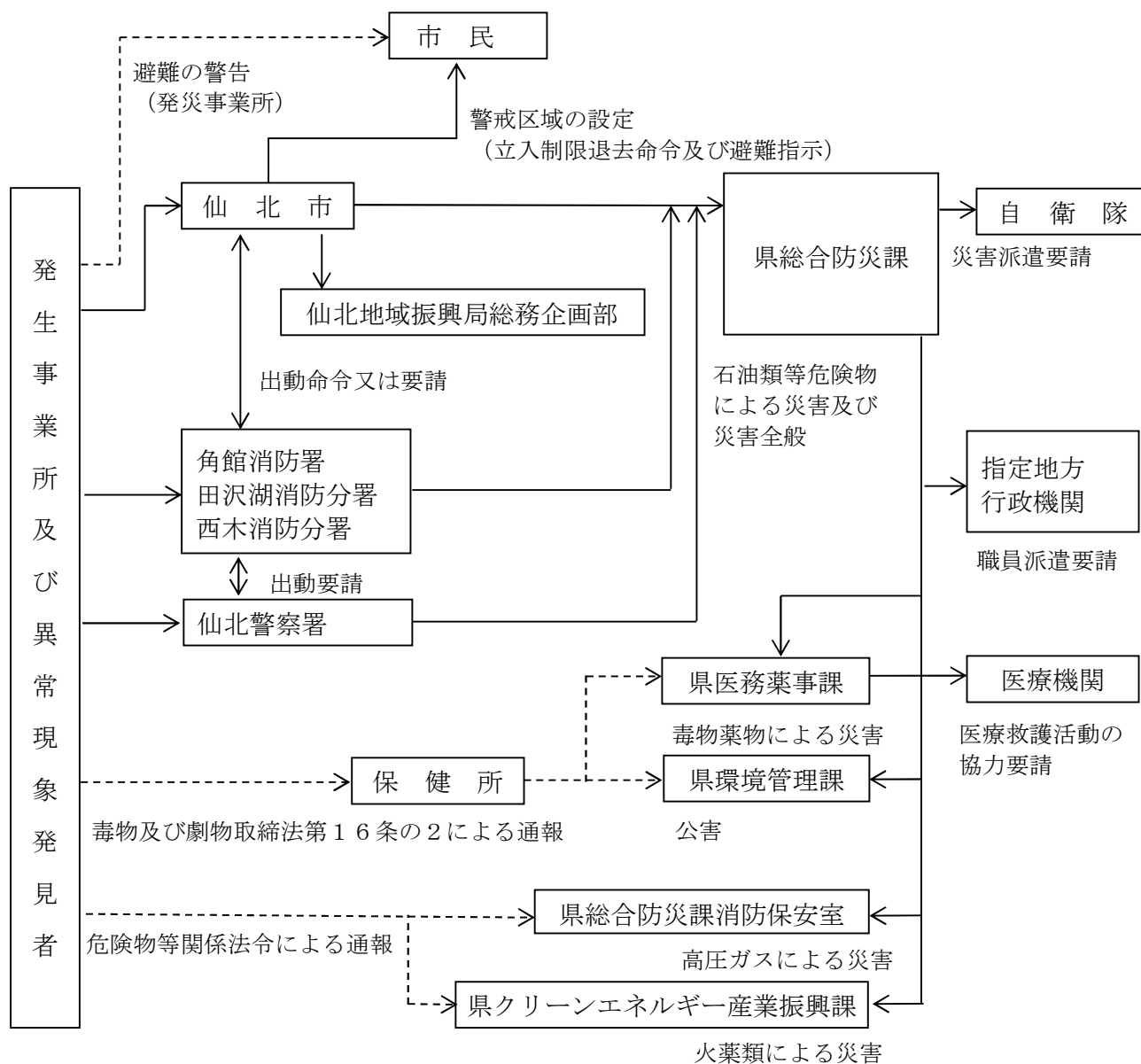
1 異常現象を発見した場合

次に示すような火山災害が発生するおそれがある異常な現象を知覚した者は、速やかに市長をはじめとする市職員、関係部課及び警察・消防署等に通報するものとする。また、通報を受けた市長は、その内容を総合判断し、必要に応じて、速やかに関係機関へ通報するものとする。

- (1) 噴火及びそれに伴う降灰等
- (2) 火山地域での火映・鳴動の発生及び地震の群発
- (3) 火山地域での山崩れ、地割れ、地盤の上昇・沈下及び陥没等の地形変化
- (4) 噴気噴煙の量・色・臭い・色・温度、昇華物等の顕著な変化
- (5) 顕著な地温上昇、地熱地帯の新生・拡大・移動、草木の立ち枯れ等
- (6) 火山付近の湖沼・河川の水量・濁度・臭い・色・水温の異常、発泡、軽石・死魚の浮上・噴火現象及びこれに伴う降灰砂等

第5 火山災害の影響を受けた特殊災害発生時の措置

火山災害の影響を受けた大規模な火災、爆発、危険物の流出、有毒ガスの発生及び車両事故等の特殊災害が発生した場合の通報、連絡系統は次によるものとする。



第6 被害状況等の調査

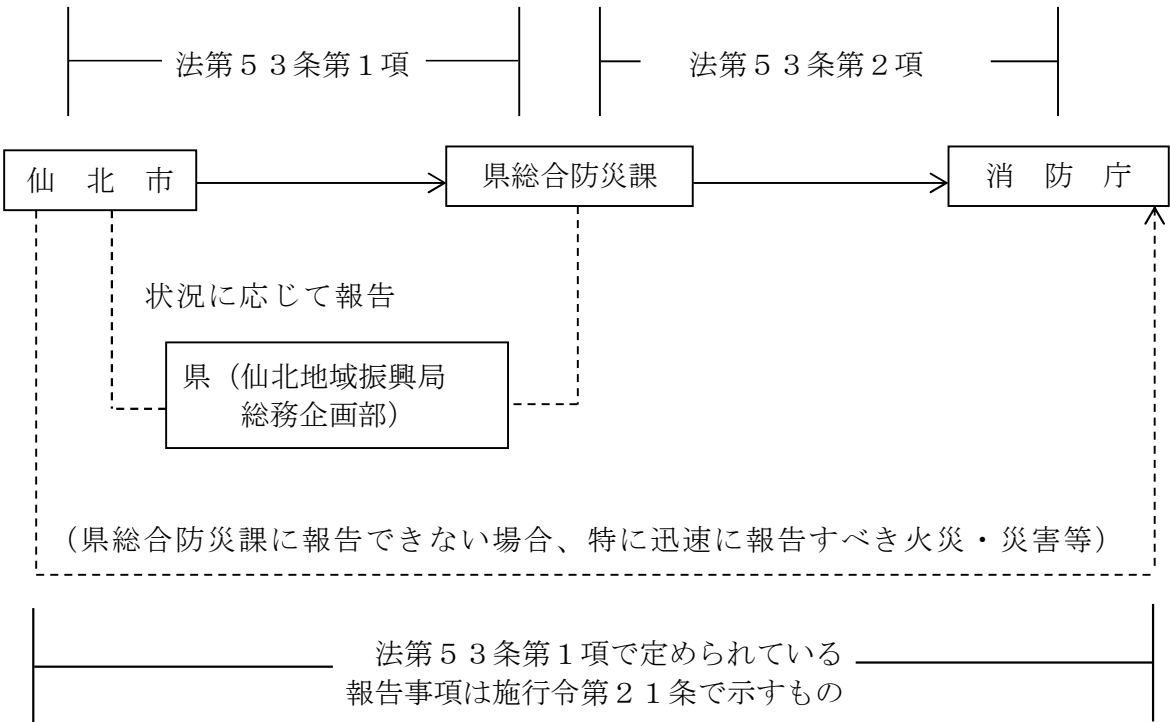
総務部庶務班は、調査員の報告をまとめ災害対策本部長に報告するとともに、関係機関へ通報する。

第7 被害報告要領

火山災害による被害が生じたとき、市長は本部に集約された被害情報を整理し、次の区分により、所定の様式に基づき県総合防災課へ通報する。

ただし、県総合防災課に報告できないとき及び迅速な報告を要する火災・災害等については、総務省消防庁へ直接報告するものとする。

＜災害対策基本法第53条に基づく被害状況等の報告ルート＞



《消防庁連絡先》

	勤務時間内 (応急対策室)	勤務時間外 (消防庁宿直室)
NTT回線	03-5253-7527 (TEL) 03-5253-7537 (FAX)	03-5253-7777 (TEL) 03-5253-7553 (FAX)
地域衛星通信ネットワーク	048-500-9049013 (TEL)	048-500-9049102 (TEL)
消防防災無線	*-90-49013 (TEL) *-90-49033 (FAX)	*-90-49012 (TEL) *-90-49036 (FAX)

1 災害概況報告

災害の具体的な状況、個別の災害現場の概況等を報告する場合、災害の当初の段階で被害状況が十分把握できない場合（例えば、第一報で死傷者の有無等を報告する場合）には1号様式を用いて報告する。

(1) 災害の概況

ア 発生場所、発生日時

当該災害が発生した具体的地名（地域名）及び日時を記入すること。

イ 災害種別概況

（ア）風水害については、降雨の状況及び河川の氾濫、溢水、崖崩れ、地すべり、土石流等の概況

（イ）雪害については、降雪の状況並びに雪崩、溢水等の概況

（ウ）火山噴火については、噴火の状況及び溶岩流、泥流、火山弾、火山灰等の概況

（エ）その他これらに類する災害の概況

(2) 被害の状況

当該災害により生じた被害の状況について、判明している事項を具体的に記入する。その際、特に人的被害及び住家の被害に重点を置く。

119番通報の件数を記入する欄については、第3 直接即報基準に該当する災害において、市町村から消防庁に直接報告をする際に記入すること。

なお、119番通報件数については、災害対応の初動段階において、災害の規模を推察する上で重要な情報となるため、集計が困難な場合は、入電の多寡について可能な限り報告をすること。

(3) 応急対策の状況

ア 当該災害に対して、災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時を記入すること。

なお、複数の市町村で災害対策本部等を設置するなど、当該欄に記入できない場合には、任意の様式を用いて報告をすること。

また、庁舎被害等の発生に起因して、予定された場所以外に災害対策本部等が設置されるなど特記すべき事象がある場合は、その旨を併せて記入すること。

イ 消防機関等の活動状況については、地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等をわかる範囲で記入すること。

ウ 自衛隊の災害派遣要請を行った場合には、その日時及び内容を記入すること。

エ その他都道府県又は市町村が講じた応急対策については、避難所の設置状況、他の地方

公共団体への応援要請等について記入すること。

また、大雨、津波、火山噴火等に係る特別警報が発表された場合などにおいては、警報の伝達、避難指示等の発令状況等の警戒・避難対策について記入すること。なお、避難指示等の発令状況については、第4号様式（その1）別紙を用いて報告すること。

2 被害状況速報

管内の被害状況や避難に関する状況等を把握できる段階に至った場合、第4号様式（その2）を用いる。

（1）各被害欄

原則として、報告の時点で判明している最新の数値を記入する。ただし、被害額 については、省略することができる。なお、「水道」、「電話」、「電気」及び「ガス」については、それぞれ報告時点における断水戸数、通話不能回線数、停電戸数及び供給停止戸数を記入すること。

（2）災害対策本部等の設置状況

当該災害に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時について記入すること。

（3）災害救助法適用市町村名

市町村毎に、適用日時を記入すること。

（4）災害の概況

災害の概況欄には次の事項を記入すること。

ア 災害の発生場所 被害を生じた市町村名又は地域名

イ 災害の発生日時 被害を生じた日時又は期間

ウ 災害の種類、概況 台風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波等の種別、災害の経過、今後の見通し等

（5）応急対策の状況

消防機関等の活動状況について記入するとともに、自衛隊の災害派遣要請を行った場合にはその日時及び内容を記入すること。また、その他の欄については、避難所の設置状況、災害ボランティアの活動状況等を記入すること。

3 災害確定報告

災害の応急対策が終了してから20日以内に第1号様式により報告する。

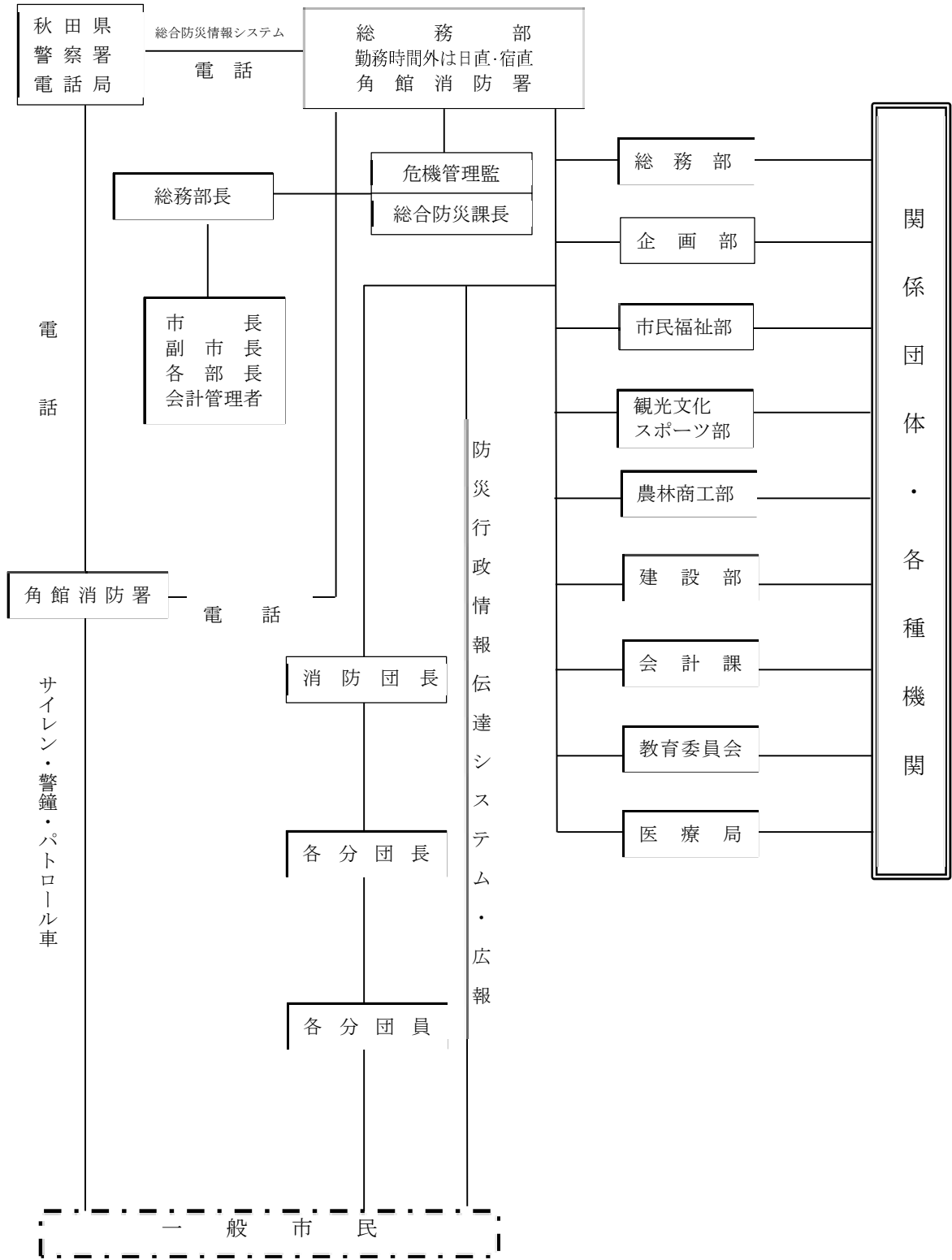
4 災害中間年報

毎年1月1日から12月10日までの災害による被害の状況について、12月10日現在で明らかになったものを第2号様式により報告するものとする。

5 災害年報

毎年1月1日から12月31日までの災害による被害の状況について、翌年の4月1日現在で明らかになったものを第3号様式報告するものとする。

災害通信連絡系統図



5 災害状況報告の様式

第1号様式 災害確定報告

都道府県				区分		被害	
災害名 ・ 確定年月日	月 日 時確定	区	町	流失・埋没	ha		
				冠水	ha		
				流失・埋没	ha		
				冠水	ha		
報告者名				学 校	箇所		
区分		被害		町 院	箇所		
人的被害	死 者	人		道 路	箇所		
	うち 災害関連死者	人		橋 り よ う	箇所		
	行方不明者	人		河 川	箇所		
	負傷者	重 傷	人		池 溝	箇所	
		軽 傷	人		砂 防	箇所	
	家 族 被 害	全 壊	棟		の	清掃施設	箇所
世帯					鉄道不通	箇所	
人					被害船舶	隻	
半 壊		棟			水 道	戸	
		世帯			電 話	回線	
		人			電 気	戸	
一 部 破 損		棟			ガ ス	戸	
		世帯			ブロッケー等	箇所	
		人					
床上浸水		棟					
		世帯					
		人					
害	床下浸水	棟		り 災 害 者 数	世帯		
		世帯		り 災 害 者 数	人		
		人		火災発生	建 物	件	
非住家	公共建物	棟			倉 庫 物	件	
	その他	棟			そ の 他	件	

火山災害対策編 P80

第2号様式 災害中間年報

都道府県名

発生年月日			災害名					計
区分								
人的被害	死者	人						
		（うち、災害関連死者）	人					
	行方不明者		人					
	負傷者	重傷	人					
		軽傷	人					
住家被害	全壊	棟						
		世帯						
		人						
	半壊	棟						
		世帯						
		人						
	一部破損	棟						
		世帯						
		人						
	床上浸水	棟						
		世帯						
		人						
床下浸水	棟							
	世帯							
	人							
非住家	公共建物	棟						
	その他	棟						
り災世帯数		世帯						
り災者数		人						
公立文教施設		千円						
農林水産業施設		千円						
公共土木施設		千円						
その他の公共施設		千円						
その他の被害		千円						
被害総額		千円						
都道府県 災害対策本部	設置	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日		
	解散	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日		
災害対策本部設置市町村		団体	団体	団体	団体	団体	団体	
災害救助法適用市町村		団体	団体	団体	団体	団体	団体	
消防職員出動延人数		人						
消防団員出動延人数		人						

第3号様式 災害年報

調査年度

発生年月日			調査年度					計
区分								
人的被害	死	者	人					
		行方不明者	人					
		重傷	人					
		軽傷	人					
		合計	人					
住家被害	全壊	棟						
		世帯						
		人						
	半壊	棟						
		世帯						
		人						
	一部破損	棟						
		世帯						
		人						
	床上浸水	棟						
		世帯						
		人						
棟								
世帯								
人								
床下浸水	棟							
	世帯							
	人							
非住家	公共建物	棟						
	その他	棟						
その他	田	流失・埋没	ha					
		冠水	ha					
		流失・埋没	ha					
		冠水	ha					
	の	学校	箇所					
		病院	箇所					
		道路	箇所					
		橋りょう	箇所					
		河川	箇所					
		港湾	箇所					
		砂防	箇所					
		滑り施設	箇所					
		鉄道不通	箇所					
		被害船舶	隻					
他	水運	戸						

発生年月日								計
区分								
電	話	回線						
電	気	戸						
ガ	ス	戸						
その他	ブロック塀等	箇所						
火災発生	建築物	件						
	危険物	件						
	その他	件						
り災世帯数		世帯						
り災者数		人						
公立文教施設		千円						
農林水産業施設		千円						
公共土木施設		千円						
その他の公共施設		千円						
小計		千円						
山形県災害対策本部		団体						
その他	農産被害	千円						
	林産被害	千円						
	畜産被害	千円						
	水産被害	千円						
	商工被害	千円						
その他		千円						
被害総額		千円						
郡道府県 災害対策本部	設置	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日		
	解散	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日		
災害対策本部設置市町村		団体	団体	団体	団体	団体	団体	
災害救助法適用市町村		団体	団体	団体	団体	団体	団体	
消防職員出動延人数		人	人	人	人	人	人	
消防団員出動延人数		人	人	人	人	人	人	

第4号様式（その1）

(災害概況即報)

報告日時
年 月 日 時 分

都道府県

市町村
(自治体番号)

報告者名

消防庁受信者氏名

災害名 (第 報)

災害の概況	発生場所						発生日時	年	月	日	時	分		
被害の状況	人的被害	死者		人	重傷		人	住家被害	全壊		棟	床上浸水		棟
		うち 災害関連死		人			人		半壊		棟	床下浸水		棟
		不明		人	軽傷		人		一部破損		棟	未分類		棟
		119番通報の件数												
	119番通報の件数													
応急対策の状況	災害対策本部等の設置状況		(都道府県)					(市町村)						
	消防機関等の活動状況		(発生直後本部、消防団、消防団ヘリコプター、消防団備置物資に基づき、消防団本部等について、その活動概況、活動状況等をわか-3記載を記入すること。)											
	自衛隊派遣要請の状況													
その他都道府県又は市町村が講じた応急対策														

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、発災後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。「確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。」

(注) 住家被害のうち、その程度が未確定のものについては、「未分類」の欄に計上すること。

第4号様式（その1） 国証

11. 2008年12月1日

2000-2001



9

[illegible]

※ 対象母音数等を補語中の場合は、京圈にせず「補語中」と記載すること。

被害の認定基準

分類	用 語		被 害 程 度 の 認 定 基 準
人的被害	死 者		当該災害が原因で死亡した死体を確認した者、又は、死体を確認することができないが死亡したことが確実な者。
	災 害 関 連 死者		当該災害による負傷の悪化又は避難生活等における身体的負担による疾病により死亡し、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）に基づき災害が原因で死亡したものと認められたもの（実際には災害弔慰金が支給されていないものも含めるが、当該災害が原因で所在が不明なものは除く。）
	行方不明者		当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのある者。
	負 傷 者	重傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち、1ヶ月以上の治療を要する見込みの者。
		軽傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち、1ヶ月未満の治療で治癒できる見込みの者。
住家被害	住 家		現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
	全 壊		住家がその居住のための基本的機能を滅失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流出、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元どおりに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
	大規模半壊		居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の50%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のものとする。
	中規模半壊		居住する住宅が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の30%以上50%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が30%以上40%未満のものとする。
	半 壊		住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元どおりに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家延床面積の20%以上30%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上30%未満のものとする。

	準 半 壊	住家が半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の 10%以上 20%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 10%以上 20%未満のものとする。
	一 部 破 損	全壊及び半壊に至らない程度の住家の破損で、修理を必要とする程度のものとする（床上浸水及び床下浸水に該当するものを除く）。ただし窓ガラス数枚が破損した程度のごく小さいものを除く。
	床 上 浸 水	全壊及び半壊に該当しない場合において、浸水がその住家の床より上に浸水したもの及び土砂竹木等の堆積により一時的に居住することができないものとする。
	床 下 浸 水	全壊及び半壊に該当しない場合において、床上浸水に至らない程度に浸水したものとする。
非 住 家 被 害	非 住 家	住家以外の建物で、この報告中他の被害箇所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。
	公 共 建 物	例えば、市役所庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は、公共用に供する建物とする。
	そ の 他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。

分類	用 語		被 害 程 度 の 認 定 基 準
その 他	田	流失・埋没	耕土が流失し、又は砂利等の堆積のため耕作が不能となったものとする。
		冠 水	稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。
	畑	流失・埋没	田の例に準じて取り扱うものとする。
		冠 水	
	学 校		学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校をいい、具体的には、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校における教育の用に供する施設とする。
	道 路		道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたものとする。
	橋 り ょ う		道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。
	河 川		河川法（昭和39年法律第167号）が適用され、若しくは準用される河川、若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。
	砂 防		砂防法（明治30年法律第29号）第1条に規定する砂防設備、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。
	急 傾 斜 地		急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第2条第2項に規定する急傾斜地崩壊防止施設とする。
	地 す べ り		地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第2条第3項に規定する地すべり防止施設とする。
	清 掃 施 設		ごみ処理及びし尿処理施設とする。
	鉄 道 不 通		鉄道の通行が不能となった程度の被害をいう。
	電 話		通信施設の被害によって、電話が不通となった回線数とする。
	水 道		上水道及び簡易水道施設の被害によって断水した戸数とする。
	電 気		電力施設の被害によって、停電及び供給停止した戸数とする。
	ガ ス		一般ガス事業及び簡易ガス事業で供給停止になっている戸数とする。
	ブロック塀		倒壊したブロック塀及び石塀の箇所数とする。
	水道、電話、電気、ガスについては、即報時点における断水戸数、通話不通回線数、停電戸数を記入する。ただし、災害確定報告にあっては最も多く発生した時点における数値を記入する。		

分類	用 語	被 害 程 度 の 認 定 基 準
	罹 災 世 帯	災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け、通常的生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。例えば寄宿舍、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので、共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。
	罹 災 者	罹災世帯の構成員をいう。
	火 災 発 生	地震又は火山噴火の場合のみ記入する。
被 害 金 額	公立 文教施設	公立学校施設災害復旧費国庫負担法（昭和22年法律第247号）による国庫負担の対象となる施設をいい、公立の学校で学校教育法第1条に規定する施設とする。
	農林 水産業施設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、及び共同利用施設とする。
	公共 土木施設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には河川、砂防設備、林地荒廃防止設備、道路とする。
	その他の 公共施設	公共文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいう。例えば、庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共用に供する施設とする。
	災害中間年報および災害年報の公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設については、未査定額（被害見込額）を含んだ金額を記入する。	
	農 産 被 害	農林水産業施設以外の農産被害をいう。例えばビニールハウス、農産物等の被害とする。
	林 産 被 害	農林水産業施設以外の林産被害をいう。例えば立木、苗木等の被害とする。
	畜 産 被 害	農林水産業施設以外の畜産被害をいう。例えば家畜、畜舎等の被害とする。
	商 工 被 害	建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。

※人的被害は、「災害報告取扱要領（昭和45年4月10日消防防第246号消防庁長官（令和5年5月消防防第55号）（以下「災害報告取扱要領」という。））」による。

※ 住家、全壊、半壊、一部損壊、床上浸水及び床下浸水は、「災害報告取扱要領」による。

※ 大規模半壊、中規模半壊、準半壊は、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針（令和3年3月）内閣府（防災担当）」によるが、詳細は次のとおり。

- ・大規模半壊：「被災者生活再建支援法の一部を改正する法律の施行について（平成16年4月1日付け府政防第361号内閣府政策統括官（防災担当）通知）」による。
- ・中規模半壊：「被災者生活再建支援法の一部を改正する法律の施行について（令和2年12月4日付け府政防第1746号内閣府政策統括官（防災担当）通知）」による。
- ・準半壊：「災害救助事務取扱要領（令和2年3月30日付け内閣府政策統括官（防災担当））」による。※非住家の被害は、「災害報告取扱要領」による。

第8節 孤立地区対策計画

(各機関)

第1 計画の方針

火山災害が発生した場合の避難路は、秋田駒ヶ岳では県道西山生保内線と県道駒ヶ岳線、秋田焼山では国道341号のそれぞれ1本しかない。特に秋田駒ヶ岳においては、北部カルデラの噴火時に火砕流、溶岩流、融雪型火山泥流等が北部カルデラを流出した場合は、これらが県道西山生保内線を横断し、孤立地区が発生する可能性が高いと予想される。

また、この範囲には、住民だけでなく旅館の宿泊客や登山者等もいるため、迅速な避難誘導と、地区内の公共施設等を備蓄倉庫に充てるなどの対策が必要となる。

第2 迅速な避難体制確保

火山災害の発生が予想された場合、市及び県は関係機関、旅館業者と連携し、孤立予想地区の住民及び滞留者をいち早く避難させるための輸送計画を立てるものとする。市及び県は、避難路が火砕流等により寸断された場合、孤立地区内または地区の近隣に臨時ヘリポートを設置し、自衛隊、県防災及び消防防災ヘリコプター等により物資供給、被災者及び救急患者の輸送、被害情報収集等を実施する。

第3 通信手段の確保

電気通信事業者は、通信回線の早期復旧を図るとともに併せて代替通信器の整備に努める。

県及び市は通信の途絶を想定し、災害に強い衛星携帯電話機などの通信機器を整備する。

また、通信機器に安定した電力を供給するため、自家発電機を整備と発電燃料の備蓄に努める。

第4 電力の確保

電力業者は、停電の早期復旧を図るとともに、停電の長期化を想定した移動自家発電機の配備に努める。

県及び市は小型可搬型自家発電機を緊急物資備品目に指定し、計画的な整備に努める。

第5 緊急物資の備蓄

孤立地区内に次の緊急物資の備蓄に努める。

- 1 飲料水（ミネラルウォーター、お茶等）

- 2 給水用品（浄水器、給水用ポリ容器、ポリ袋）
- 3 食料品（米、保存食品、乳児用ミルク、その他）
- 4 生活雑貨（トイレットペーパー、生理用品、おむつを含む日用雑貨品、下着、防寒着）
- 5 冷暖房器具（ストーブ、温風ファン、携帯カイロ等、停電時に使用できる暖房器具等）
- 6 燃料（暖房用、炊事用、発電用）
- 7 医薬品（風邪薬、胃腸薬、解熱剤、膏薬、消毒薬、絆創膏、包帯等）
- 8 簡易トイレ
- 9 その他（必要雑貨）

第6 し尿、ごみの処理

汲み取り運搬車の運行不能を想定し、住家等に被害を及ぼさない処理場所を選定しておくとともに、各家庭においても自助の部分（3日分程度）で使用する簡易トイレの備蓄に努めることを奨励するものとする。また、ごみは河川近くを避け、環境衛生上支障のない場所を見積もり集積するものとする。

第9節 通信運用計画

一般災害対策編第3章第9節の定めによる。

第10節 広報計画

(総務課・交流デザイン課)

第1 計画の方針

市は、火山災害発生時の混乱を防止し、民生の安定と秩序の回復を図るため、災害応急対策の実施状況等、被災者ニーズを十分把握し、効果的な広報活動を行う。

また広報は、県及び市が行うものの他、報道機関等との密接な連携のもとに、災害の状況及び災害応急対策の実施状況等を定期的あるいは適時性を重視して広報し、民生の安定と秩序の回復に寄与する。

なお、火山災害の特性から、その影響が広域にわたるため、広報に当たっては、要配慮者を含む市民はもとより、来市している不特定多数の観光客等に対しても、もれなく広報するため、公共交通機関への情報掲示や道路等の電光掲示板を活用して広報に努めるものとする。

第2 災害情報等に対する広報担当

- 1 災害状況、被害状況に関する広報は、すべて災害対策本部等が担当し、情報開示を行う。
- 2 各部において広報を必要とする事項は、すべて総務部広報班に連絡、相互調整し、一括して市として情報開示を行う。

第3 災害時の広報活動

- 1 総務部広報班は、災害対策本部の各部が把握する災害情報その他の広報資料を積極的に収集するものとする。
- 2 総務部広報班は、必要に応じて災害現地に出向き、写真、ビデオ、その他の取材活動を実施するとともに、民間人が撮影した写真等についても相互調整により活用するものとする。
- 3 広報として適切かつ公正な情報公開に努めるとともに、風評被害やデマ等の誤った情報について監視、チェックする。また、事実と異なる報道内容や根拠のないデマ等に対しては、毅然とした態度で、適切な対応を実施する。

第4 住民及び観光客等に対する広報の方法

収集した災害情報及び災害応急対策など、住民及び観光客等に周知すべき広報は広報内容に応じて、次の方法により行う。

- 1 市の防災行政情報伝達システム、安全安心メール及び市のホームページを活用して行う。
- 2 市職員を直接現地に派遣し、広報車等で行う。（通信施設が途絶したときなどの場合）
- 3 行政連絡員を通じて行う。
- 4 民生委員を通じて行う。
- 5 報道機関を通じて行う。

- 6 田沢湖・角館観光協会を通じて地元旅館事業者、観光業者等に依頼して行う。
- 7 その他、公共施設に掲示するとともに、調整して道路等に掲示してある電光掲示板を活用して行う。

第5 報道機関に対する情報提供の方法

- 1 報道機関に対する情報の提供は、すべて総務部広報班において行うものとする。
- 2 広報内容については、あらかじめ災害対策本部長の承認を得ておくものとする。
- 3 災害発生後の広報は適時適切に実施するとともに、重要な発表内容については、記者会見を開いて丁寧に説明、発表する。なお、定期的な報道内容については、掲示物による広報として情報を開示する。

第6 広報の内容

- 1 火山災害発生直後の広報
 - (1) 災害対策本部の設置状況
 - (2) 火山災害の概要
 - (3) 高齢者等避難、避難指示
 - (4) 避難場所等の開設状況
 - (5) 上記以外の災害応急対策の実施状況
 - (6) 交通、通信その他の公共施設の状況
 - (7) パニック防止の呼び掛け
 - (8) 出火と盗難防止の呼び掛け
 - (9) その他必要な事項
- 2 災害の状況が静穏化した段階の広報
 - (1) 被害情報及び災害応急対策の実施状況
 - (2) 安否情報
 - (3) 生活関連情報
 - ア 電気・水道・ガス
 - イ 食糧・生活必需品の供給状況
 - (4) 通信施設の復旧状況
 - (5) 道路交通状況
 - (6) 交通機関の運行状況
 - (7) 医療機関の活動状況
 - (8) その他必要な事項

- 3 災害応急対策実施責任者はあらかじめ、その所掌する災害広報に関し、迅速性を重視するため、定型部分の内容については、あらかじめ広報文として定めておくものとする。

第11節 避難対策計画

(総合防災課・保健課・関係機関)

第1 計画の方針

火山災害が発生し又は発生するおそれがある場合に、人命の安全を第一に防災行政情報伝達システム、安全安心メール、緊急速報メール及び広報車等を活用、災害のおそれを含む情報を市民等に迅速に提供して、先ず自主避難を促すとともに、速やかに該当地域を決定し、現地の確認と警報等の発表の有無・予想される災害の特性を総合的に判断して、避難指示等を関係する地域住民、観光客等に発令し、人的被害の防止を図る。

なお市は、避難場所等への誘導及び指定避難所の開設にあたっては、関係する自主防災組織等、関係部局及び関係機関と連携して速やかに実施する。

また、その際に要配慮者と観光客等及び女性に対する配慮を重視するとともに、避難者のプライバシーの保護対策についての徹底を図る。

第2 高齢者等避難、避難指示及び警戒区域指定の実施責任者

1 高齢者等避難、避難指示の実施責任者

実施責任者	内 容 (要件)	根 拠 法
市 長	災 害 全 般	・ 災害対策基本法第60条
警 察 官	災害全般（ただし、市長が避難のための立退きを指示することができないと認められるとき、又は市長から要求があったとき）	・ 災害対策基本法第61条 ・ 警察官職務執行法第4条
知 事	災害全般（ただし、災害の発生により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき）	・ 災害対策基本法第60条
自 衛 官	災害全般（警察官がその場にいない場合に限る）	・ 自衛隊法第94条
知事又はその命を受けた職員 水防管理者 (市 長)	洪水についての避難の指示	・ 水防法第29条
知事又はその命を受けた職員	地すべりについての避難の指示	・ 地すべり等防止法第25条

2 警戒区域設定の実施責任者

実 施 責 任 者	内 容（要件）	根 拠 法
市長	災害全般（災害が発生し、又は、災害が発生しようとしている場合で、人の生命又は身体に対する危険を防止するために特に必要があると認めるとき）	・災害対策基本法第63条
警察官	災害全般（同上の場合においても、市長若しくはその委任を受けた市の吏員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったとき）	・災害対策基本法第63条
災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官	災害全般（同上の場合においても、市長等及び警察官がその場にいないとき）	・災害対策基本法第63条
消防吏員 又は消防団	水害を除く災害全般（災害の現場において、活動確保する必要があるとき）	・消防法第28条、第36条
水防団長、水防団員 又は消防機関に属する者	洪水（水防上緊急の必要がある場合）	・水防法第21条

3 自主避難、高齢者等避難、避難指示の基準及び報告

(1) 基準

ア 自主避難、高齢者等避難、避難指示

市民を避難させるにあたっては、噴火警戒レベルの発表に併せて避難指示等を発令するとともに、自主避難については、気象庁（秋田地方気象台・仙台管区気象台）や県との緊密な連携のもと、その時の情勢を検討し、次の基準により行う。

なお、避難指示等の目安としては、おおむね次の事項を参酌する。

- （ア）自主避難の場合は、火山活動の活発化は顕著なものの、噴火警戒レベル上昇に至っていない時
- （イ）火砕流等の発生が予測され、居住地域に達するおそれがあると認められる時
- （ウ）積雪期において、火砕流等の発生により河川沿いに融雪型火山泥流の発生が予測されるとき
- （エ）降雨時に土石流の発生により河川沿いの居住地域に危険が及ぶと予測されるとき
- （オ）降下火砕物の落下等により危険性が予測されるとき

種 別	基 準
自 主 避 難	火山活動の活発化は顕著なものの、噴火警戒レベル上昇に至っていないとき
高齢者等避難	避難指示発令の可能性が大きいと判断されるとき、避難行動要支援者及び警戒が必要な居住地域の住民に通知する。 細部は、避難計画による。
避 難 指 示	火山噴火等災害が発生し、かつ拡大の予想判断をしたとき、当該被災地域又は被災するおそれがある区域の住民や観光客等に対し、本防災計画で指定した避難場所・避難所への避難指示の通知をする。

イ 秋田駒ヶ岳の噴火警戒レベルに対応した避難行動の基準

噴火警戒レベルに応じ、居住地域内で火山災害の影響を受ける可能性の高い行政区について、次表を基準として避難情報のタイミングを判断する。

また、噴火警戒レベル2以上が発表された場合は、状況を見極めながら八合目園地休憩所の閉鎖及びたざわ湖スキー場ゲレンデと施設への立ち入り規制（禁止）について、県及び関係機関と協議しながら実施するものとする。

噴火警戒レベル	避難情報	対象となる施設・住居地域
レベル5 (避難)	避難指示	○ 乳頭温泉郷、高野、小先達、石神、春山、田沢湖高原温泉郷、水沢地区、先達、下中生保内、田沢地区 ※非積雪期の場合、先達、下中生保内、田沢地区は高齢者等避難を発令
レベル4 (高齢者等避難)	避難指示	○ 造道、上中生保内 ※必要に応じ、火山防災協議会の助言に基づき、石神地区に避難指示を発令
	高齢者等避難	○ 乳頭温泉郷、高野、小先達、石神、春山、田沢湖高原温泉郷、水沢地区 ※積雪期には、上記各地区に加え、先達、下中生保内、田沢地区へ高齢者等避難を発令
レベル3 (入山規制)	避難指示	○ 警戒範囲※ ¹
	高齢者等避難	○ 造道、上中生保内
レベル2 (火口周辺規制)	避難指示	○ 八合目園地休憩所、たざわ湖スキー場ゲレンデ、警戒範囲※ ² ※必要に応じて警戒範囲には高齢者等避難を発令

※1：想定火口域から概ね2km以内の範囲

※2：想定火口縁域から概ね1km以内の範囲

ウ 秋田焼山の噴火警戒レベルに対応した避難対応

噴火警戒レベル	避難情報	対象となる施設・住居地域
レベル5 (避難)	避難指示	○ 大深温泉、玉川温泉、新玉川温泉、玉川酸性水中和処理施設、警戒範囲※ ³ に入る施設
レベル4 (高齢者等避難)		
レベル3 (入山規制)		

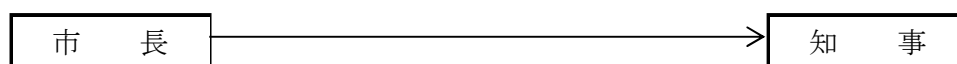
噴火警戒レベル	避難情報	対象となる施設・住居地域
レベル2 (火口周辺規制)	高齢者等避難	○ 大深温泉、玉川温泉、新玉川温泉、玉川酸性水中和処理施設、警戒範囲※ ⁴ に入る施設

※3：マグマ噴火あるいはマグマ水蒸気噴火で想定される大きな噴石の影響が及ぶ火口から概ね4kmの範囲、火砕流・火砕サージ及び融雪型火山泥流（積雪期のみ）の影響が及ぶ居住地域近くまでの河川流域（熊沢川、渋黒川、玉川、叫沢）

※4：水蒸気噴火で想定される大きな噴石の影響が及ぶ火口から概ね1kmの範囲、及び火砕流・火砕サージが火口から概ね1kmを越えて影響が及ぶ叫沢上流域

エ 報 告

市長は、高齢者等避難や避難指示、又は立退き先を指示したときは、速やかにその旨知事へ報告する。また、市長が警察官から避難のための立退きを指示した旨の通知を受けたとき及び避難等の必要がなくなったときも同様に知事に報告する。



(2) 警 察 官

ア 警察官職務執行法による措置

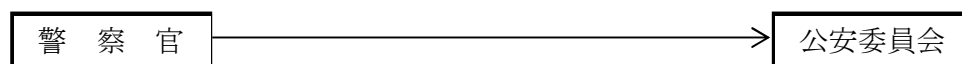
災害で危険な事態が生じた場合、警察官は、その場に居合わせた者、その事物の管理者その他関係者に必要な警告を発し、及び危害を受けるおそれのある者を避難させ、又は必要な措置をとることを命じ、又は自らその措置をとる。

イ 災害対策基本法による指示

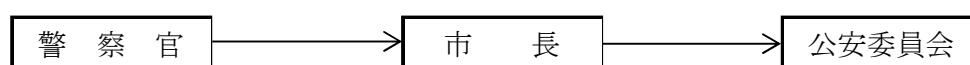
市長による避難指示ができないと認められるとき、又は市長から要求があった時は、警察官は必要と認める地域の居住者、滞在者その他に対し避難のための立退きを指示する。

ウ 報告・通知

(ア) 上記①により警察官がとった措置については、順序を経て公安委員会に報告する。



(イ) 上記②により避難のための立退きを指示したとき及び避難の必要がなくなったときは、その旨を市長に通知する。



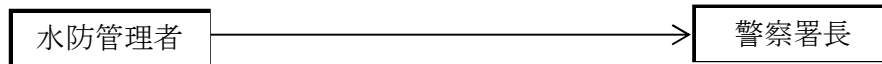
(3) 自衛官

ア 避難等の措置

自衛隊法により災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、警察官がその場にはいない場合に限り、上記（２）の①警察官職務執行法による措置による避難等の指示をする。

イ 報 告

上記①により自衛官がとった指示については、順序を経て長官の指示する者に報告する。



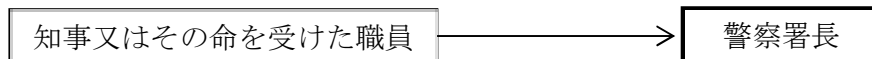
（４）水防管理者

ア 指 示

洪水の氾濫により著しい危険が切迫していると認められるときは立退くことを指示する。

イ 通 知

避難のための立退きを指示したときは、その旨を当該区域を管轄する警察署長に通知する。



（５）知事又はその命を受けた職員

ア 洪水のための指示

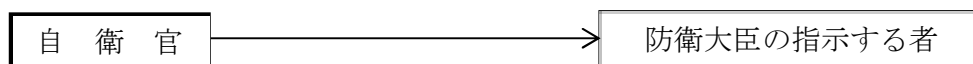
水防管理者の指示と同様

イ 地すべりのための指示

地すべりにより危険が切迫していると認められるときは、その地域内の居住者に対し立退きを指示する。

ウ 通 知

避難のための立退きを指示したときは、その旨を当該区域を管轄する警察署長に通知する。



第3 自主避難、高齢者等避難、避難指示の要領

1 自主避難

市民は、市からの避難指示等の発令を待つことなく、周辺地域の激しい気象・地形の変化があり、身に危険が切迫していると個々に感じた時に、市と連携し避難所等へ自主避難する。具体的には、火山活動の活発化が顕著なものの、噴火警戒レベルの上昇に至っていないとき。

2 高齢者等避難

市は、高齢者等避難を発表した際は、直ちに集落単位の自主防災組織等及び避難行動要支援者の家族、介護者、医療機関並びに関係機関と連携・協力し、事前に調整した避難要領に基づき、避難行動要支援者を一時避難所及び福祉避難所等に収容する。また、警戒が必要な居住区域の住

民について、いつでも避難行動がとれるよう指導する。

3 避難指示の内容

市長が避難指示を行う場合は、次の内容を明らかにするものとする。

- (1) 避難の対象地域
- (2) 避難先
- (3) 避難経路
- (4) 避難指示の理由
- (5) その他必要な事項

4 市民への周知等

市は、避難の措置を実施する場合、防災行政情報伝達システム、安全安心メール、緊急速報メール及び広報車等を活用して市民等に周知徹底する。また、避難指示等を発令した後は、関係職員から報告系統に従い市長に実施報告を行うものとする。

5 報 告

避難の措置を実施した市長は、速やかにその旨を知事に報告するものとする。

第4 避難の方法

- 1 市長は、集落単位の自主防災組織等をはじめ、関係部局・関係機関等と緊密に連携・調整し、避難要領、特に避難場所、避難経路及び避難手段等をあらかじめ検討して、自然災害別に指定するとともに、その内容について防災訓練の実施及び市民への広報等を通じて、その周知徹底を図る。
- 2 市は、関係部局・関係機関及び集落単位の自主防災組織と連携し、避難経路の要点に誘導員を配置して、速やかな避難に着意する。特に警戒範囲内にいる登山者等を直ちに警戒範囲外へ避難させる。また、突発的な噴火による噴石の飛散がある場合は、登山者等は、急いで火口から離れる方向へ避難するとともに、緊急退避場所や大きな岩陰等の身を隠すことができる場所に緊急退避することとする。
- 3 避難は、努めて地区の交流を重視して、集落単位の自主防災組織等との連携のもと、できるだけ町内会単位で行い、特に要配慮者を優先して避難させる。
- 4 市は、安全な避難が行われるために、所持品は最小限にとどめるように指導するとともに、事前に集落単位の自主防災組織等と連携した避難訓練を実施することにより、円滑な避難体制を確立する。
- 5 市は、避難時の混乱を防止し、円滑に避難させるため、事前に集落単位の自主防災組織等をはじめ警察や消防機関等などの関係機関と連絡・調整して、地区の詳細な避難要領を定め、相互に協力し合う体制を確立する。

第5 避難場所等の開設及び運営

- 1 自主避難を含む市民等の避難行動に際して市は、速やかに避難者（被災者を含む）を収容、保護するため学校、公民館等の既存の建物又は野外に開設した仮施設等を避難場所等として指定し、開設する。
- 2 市は、避難場所等を開設したときは、速やかに防災行政情報伝達システム、安全安心メール及び広報車等を活用して、避難者（被災者を含む）等にその開設場所を周知するとともに、集落単位の自主防災組織等をはじめ警察や消防機関等などの関係機関と連携して、収容すべき者を円滑に誘導する。
- 3 災害時の様相が深刻で、市内に避難場所等を開設することが出来ない場合、あるいは避難場所等としての適当な建物又は場所がない場合は、隣接の市町村に収容を委託し、あるいは既存の建物等を借り上げて、避難場所等を開設する。
- 4 市は、各避難場所等ごとに担当職員を置き、避難者による避難場所等運営を支援するとともに、人員の把握、物資の受給配分を含む適切な施設管理を行う。

また、避難場所等運営に関する日課時限、保健衛生の管理及び清掃などのルールづくりを助言、指導する。

- 5 市長は、避難場所等を開設したときは、開設の日時、場所、収容人員、開設期間の見通し等を知事に報告するとともに関係機関へ通報する。
- 6 災害救助法が適用された場合は、同法の定めるところによる。
- 7 避難に関する留意事項

（1）高齢者等避難開始、避難指示の周知徹底

実施責任者は、避難指示等を発令したときは、その対象地域、避難先、避難経路及び理由等の避難上の留意事項を明確にし、防災行政情報伝達システム、安全安心メール、緊急速報メール及び広報車等を活用して、市民等に周知徹底する。

（2）避難誘導及び移送

ア 誘導にあたっては、市及び集落単位の自主防災組織等をはじめ警察や消防機関等などの関係機関と調整・連携した避難要領に基づき、適切な誘導を実施するとともに、要配慮者への優先、丁寧な対応及び避難する際の携行品に関する助言等を適切に行い、円滑な避難誘導を実施する。

イ 避難誘導員は、市の職員及び消防団員等をもってあたることとし、災害時の状況及び対応によって一時的に市の職員及び消防団員等による避難誘導ができない場合は、協定を締結している各関係団体及び他の自主防災組織等と連携して、適切に避難誘導を実施する。

ウ 避難誘導の方法は、避難者数及び誘導員数に応じて、避難集団に付き添って避難誘導す

る方法、又は、避難者大勢に対して避難経路上の要点で避難方向等を指示したり、口頭で誘導案内する方法などにより適切に実施する。

エ 避難者を集団で移送する場合は、原則として協定を締結したバス会社等のバス等を利用して、まとめて避難させる。

オ 市民が単独や各世帯ごと避難する場合は、周囲の状況等を良く見極めて避難場所等へ避難することが大変重要であることを、各地区で実施する防災講話等を通じて広めるものとする。

(3) 避難場所等の開設・運営

ア 市は、関係部局及び集落単位の自主防災組織等と連携し、避難場所等の開設に先立って、予定する避難場所等やそこへ至る避難経路が避難する時点で被害を受けていないか、あるいは避難場所等として利用する上で他に支障がないかどうかを確認したのちに、避難場所等として指定して開設する。

イ 市は、避難場所等に避難者を収容した後も、各避難場所等ごとに配置した担当職員により、継続的に周辺の状況の変化等の把握に努め、避難場所等の安全性を確保する。

ウ 市は、避難指示等の発令を決定したとき及び市民の自主避難を知覚したときは、直ちに関係部局及び集落単位の自主防災組織等と連携して、各避難場所等を開設する。

エ 市は、避難者の収容にあたっては、収容対象者数、避難場所等の収容能力、収容期間、地域のコミュニティー及び要配慮者に配慮した収容数（面積）を割り当てるとともに、女性の視点を取り入れた運営について助言するなど、各避難場所等ごとの収容者の情報の把握に努めつつ、適切な運営を行う。

オ 市は、次により避難場所等の適切な管理運営を行う。

(ア) 避難場所等における市等からの情報の伝達、避難者の把握、食料・飲料水を含む物資の配給及び施設の維持管理等について、また避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有したNPO・ボランティア等の外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、避難者を含む地域の自主防災組織等の協力が得られるように定期的に避難場所等ごとに会合を開き、相互調整・連携を図り、円滑な避難場所等の管理に努める。また、市は役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。

この際、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意する。

(イ) 市は、女性や子ども、高齢者、障害者のほか、被災者の年齢、性別、障害の有無といった

多様な視点に配慮するとともに、避難場所等における避難者間のプライバシーの確保や性暴力・DV発生防止等に留意して、良好な生活環境の確保に努める。

(ウ) 市は、市内に定住している外国人及び市外からの観光客（外国人を含む。）に対し、国際交流関係機関及び自主防災組織等の協力を得て、避難生活に関わる支援を行う。特に、観光客に対しては交通機関の復旧状況等の情報提供を行うとともに、外国人に対しては言語の違いを考慮し、多言語による情報提供に努める。

(エ) 市は、食物アレルギーなど個別の対応が必要となる要配慮者に対し、食料や食事の提供を行う場合は、要配慮者のニーズの把握とアセスメントの実施に加え、食物アレルギーに配慮した食料の確保に努める。

(オ) 市は、停電時等においても避難場所等生活に支障を来たすことがないように、各避難場所等で使用できる発電機等の装備を計画的に整備する。

(カ) 避難所生活においては、トイレや避難所の清掃、洗濯、機材の洗浄等、飲料水以外の用途にも多くの「水」が必要となる。感染症の防止や衛生面の観点から、市は飲料水以外のその他の用途に使用する衛生的な「水」についても早期に確保し、指定避難所における避難者の生活環境を改善・向上するため、給水車、タンク、貯水槽等の整備に努める。

(キ) 市は、避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、栄養バランスのとれた適温の食事や福祉的な支援の実施など、必要な措置を講じるよう努めるものとする。

(ク) 感染症のまん延防止に向け、平時よりマスクや消毒液、パーティションなどの感染症対策において必要となる品目を備蓄するよう努める。

(4) 避難所以外の場所に滞在する被災者への支援

市は、やむを得ず指定避難所に避難し滞在することが出来ない在宅や車中・テント泊等の被災者に対して、食料等必要な物資の交付、保健医療サービスの提供、正確な災害情報を漏れなく伝達するため、被災者の所在情報を町内会や地区の民生委員等からの情報を入手して、適切かつ速やかに把握するとともに、町内会等と連携して生活環境が確保できるように配慮するものとする。

この際、特に車中泊の被災者に対して、エコノミークラス症候群予防のため、定期的な健康相談や保健指導を行うため市の保健師等を随時派遣するものとする。

(5) 警戒区域の設定

市長等は、地域住民の生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要があるときは次

により警戒区域を設定し、応急対策従事者以外の者の立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又はその区域から退去を命ずる。

ア 時機を失することのないよう、関係部局・関係機関等と綿密に連携して、警戒区域を迅速に設定する。

イ 警戒区域の設定に伴い、地域の交通網を確保するため、警察等と調整・連携するとともに、交通整理等の措置を考慮して、計画的かつ段階的に実施する。

ウ 警戒区域の範囲は、災害の規模や拡大方向など他に及ぼす影響を考慮して、適切に決定する。

エ 警戒区域の設定を明示する場合は、適切な場所に「立入禁止」、「車両進入禁止」等の表示板、ロープ等で表示する。

オ 警戒区域を設定した際は、防災行政情報伝達システム、安全安心メール及び広報車等を活用するとともに、警戒員の配置等によって、警戒区域の存在を市民等に周知する。併せて市民に次の内容を周知徹底する。

(ア) 警戒区域設定の理由

災害対策本部から防災行政情報伝達システム、安全安心メール及び広報車等により災害情報とともに、警戒区域の設定理由について、簡潔な表現を用い周知する。

(イ) 警戒区域設定の範囲は、明確に「どの範囲」、「どこからどこまで」というように、著名な道路名、集落名等を使用して、錯誤をなくし、なるべくわかりやすく周知する。

資料5-1 「避難場所・避難所一覧表」

第12節 消防・救助活動計画

一般災害対策編第3章第12節の定めによる。

第13節 水防活動計画

一般災害対策編第3章第13節の定めによる。

第14節 災害警備活動計画

一般災害対策編第3章第14節の定めによる。

第15節 交通規制計画

(総務課・建設課・関係機関)

第1 計画の方針

火山災害時における交通の混乱を防止し、被災者の迅速な避難誘導、危険地域への進入防止、迂回路への誘導、非常物資の輸送等災害応急活動を円滑かつ効率的に行うため、必要に応じ交通規制を実施する。

交通規制実施にあたっては、被災地内の道路及び交通の実態を十分把握のうえ、緊急度・重要度を十分考慮し、市と県警察、関係機関が緊密な連携をとりながら実施する。

第2 実施機関・交通規制の実施

交通規制の実施責任者は、次の状況において交通規制を実施する。

建設部建設班は、市道の危険箇所等の交通規制を行うとともに、被害状況を警察及び関係機関に通報する。

交通規制実施の際は、道路標識等を設置する。緊急を要し標識設置のいとまがない場合等は現場警察官の指示によりこれを行うものとする。

実施機関	交通規制を行う状況
公安委員会	① 道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図り、道路の交通に起因する障害を防止するため必要と認めるとき 【道路交通法第4条】 ② 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合で、緊急の必要があると認められるとき 【災害対策基本法第76条】
警察署長	公安委員会から委任があった場合に、政令で定めるところにより適用期間の短い交通規制を行うことができる 【道路交通法第5条、同施行令第3条の2】
警察官	道路の損壊、火災の発生その他事情により道路において交通の危険が生じる恐れがある場合 【道路交通法第6条第4項】
自衛官及び消防吏員（警察官がその場にいらない場合）	通行禁止区域において、車両等が緊急通行車両の通行の妨害となるとき 【災害対策基本法第76条の3第3項及び第4項】
道路管理者 ・ 国交省 ・ 秋田県 ・ 仙北市	道路の破損、決壊その他の事由により交通が危険であると認められる場合、道路の安全保全し、又は交通の危険を防止するため、区間を定めて道路の通行を禁止し、又は制限することができる 【道路法第46条】

第3 交通規制対象路線

市及び関係機関は、火山災害が発生した場合、噴火状況に応じ次の路線の規制を検討のうえ実施する。

また、市は関係機関との協議に基づき、噴火警戒レベル等に対応した路線ごとの交通規制計画を作成し、規制実施時の基準及び目安とするものとする。

（1）秋田駒ヶ岳

国道341号、国道46号、県道127号駒ヶ岳線、県道266号国見温泉線、黒沢野林道、その他、登山道である県境縦走ルート、乳頭スキー場跡ルート、水沢口・熊ノ台、国見温泉ルート、たざわ湖スキー場、乳頭スキー場跡及び乳頭温泉郷、滝ノ上登山口

（2）秋田焼山

国道341号、岩手県道・秋田県道23号大更八幡平線（八幡平アスピーテライン）、その他、登山道である八幡平山頂南側から西側の藤助森方面及び草ノ湯分岐から北側・西側方面

第4 公共交通機関との連携

火山災害が発生した場合、鉄道及び国道46号に緊急に被害が及ぶ可能性は低いが、火山性地震によるトンネルの崩壊、融雪型火山泥流による玉川の氾濫等により危険が及ぶことを想定し、平常時から利用者の安全確保と混乱防止対策等について東日本旅客鉄道（株）及び羽後交通（株）、市内タクシー事業者に対し要望と協力要請に努めるものとする。

また、災害発生後に当該交通機関による運行路の安全が確認されたときは、観光客の早期帰宅及び災害要援護者・被災者の緊急移送のための車両確保について要請を行う。

第5 交通規制情報の収集・周知

市は、交通規制の実施状況等の情報を収集し、災害対策本部を通じ各班に伝達する。総務部広報班は、ドライバー及び住民に対し、直ちにその内容についてあらゆる広報媒体を活用し機動的に情報提供を図る。

資料8－1 「通行の禁止又は制限についての標示」

第16節 輸送計画

一般災害対策編第3章第15節の定めによる。

第17節 給食、給水計画

一般災害対策編第3章第16節の定めによる。

第18節 生活必需品等の供給計画

一般災害対策編第3章第17節の定めによる。

第19節 医療救護計画

一般災害対策編第3章第18節の定めによる。

第20節 公共施設等の応急復旧計画

一般災害対策編第3章第19節の定めによる。

第 2 1 節 危険物施設等応急対策計画

一般災害対策編第 3 章第 2 0 節の定めによる。

第2.2節 防疫・保健衛生計画

一般災害対策編第3章第2.1節の定めによる。

第2.3節 動物管理計画

一般災害対策編第3章第2.2節の定めによる。

第2.4節 廃棄物処理計画

一般災害対策編第3章第2.3節の定めによる。

第2.5節 遺体の捜索・処理・埋葬計画

一般災害対策編第3章第2.4節の定めによる。

第26節 障害物除去計画

一般災害対策編第3章第25節の定めによる。

第27節 文教対策計画

一般災害対策編第3章第26節の定めによる。

第28節 住宅応急対策計画

一般災害対策編第3章第27節の定めによる。

第 2 9 節 災害救助法の適用計画

一般災害対策編第 3 章第 2 8 節の定めによる。

第3章 火山災害復旧計画

第1節 公共施設等災害復旧事業計画

(総務課・関係機関)

第1 計画の方針

市、県及び国は、被災の状況、火山周辺地域の特性、火山噴火後の地形、関係公共施設管理者及び住民の意向等を勘案しつつ現状復旧を目指すか、中長期的課題に立った復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本的方向を定める。

1 被害が比較的軽い場合の基本的方向

火山の噴火に伴う被害が比較的少なく、局地的な場合で、かつ被害が短期で終息することが予想されている場合は、迅速な現状復旧を原則として災害復旧事業を推進する。

2 被害が甚大な場合の基本的方向

大規模な噴火により多量の噴出物が広範囲に及び、甚大な被害が発生した場合は、迅速な現状復旧が困難になる。その場合、災害に強いまちづくり、火山災害を克服した地域づくり等、中長期的課題の解決を図る復興を目指すものとする。

被災地の復旧・復興は、市及び県が主体となって、住民の意向を尊重しつつ共同して計画的に行う。ただし、その応急対策・復旧・復興において多大な費用を要することから適切な役割分担のもとに、財政措置、金融措置、地方財政措置等による支援を要請するとともに、災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ国、他の地方公共団体等に対し、職員の派遣、その他の協力を求めるものとする。

その他、一般災害対策編第4章第1節公共施設災害復旧事業計画の定めに準じて行うものとする。

第2節 財政負担に関する計画

一般災害対策編第4章第2節の定めによる。

第3節 被災中小企業の振興等経済復興支援計画

一般災害対策編第4章第3節の定めによる。

第4節 農林業経営安定計画

一般災害対策編第4章第4節の定めによる。

第5節 被災者の生活確保計画

一般災害対策編第4章第5節の定めによる。

第6節 救援物資、義援金の受け入れ及び配分に関する計画

一般災害対策編第4章第6節の定めによる。

第7節 激甚災害の指定に関する計画

一般災害対策編第4章第7節の定めによる。

第4章 継続災害への対応

第1節 避難対策

(総合防災課)

第1 基本方針

- 1 市及び県は、気象庁等からの火山噴火の長期化や土石流発生のおそれなど火山現象に関する情報を、迅速かつ的確に、関係機関及び住民に伝達するための体制を整備する。
- 2 市は、火山活動が長期化した場合には、噴火警戒レベルと火山活動の状況を考慮しつつ、状況に応じた避難指示対象区域・警戒区域の設定等、警戒避難体制の整備に努め、かつ、警戒区域の変更、状況の変化に応じた対策を行う。
- 3 市は、避難生活が長期化した場合は、必要に応じ火山活動状況を勘案しながら、避難者の避難指示対象区域・警戒区域への一時入域を実施する。

第2 避難対策

市及び県は、火山災害が長期化した場合は、土石流等二次災害の発生から住民等を守るため、次の対策を講じる。

- 1 情報伝達体制
 - (1) 噴火警報等及び注意報、警報等の情報伝達体制の整備
 - (2) 土石流等二次災害に関する警報等の意味、必要性及び判断体制等についての住民に対する啓発・周知
- 2 避難体制
 - (1) 火山監視体制の強化
 - (2) 避難誘導體制の強化
 - (3) 噴火警戒レベルと状況に応じた避難指示対象区域・警戒区域の設定、変更
 - (4) 住民への避難指示等の通報体制の整備
- 3 一時的な避難施設の確保

土石流等が長期的に反復するおそれがある場合には、住民等の一時的避難施設の確保に努める。

第3 避難指示対象区域・警戒区域の一時入域計画

- 1 市は、避難指示対象区域又は警戒区域の一時入域を実施する際には、火山活動の状況を十分に考慮して実施することとし、入域者の安全対策について万全を期するものとする。

- 2 一時入域の実施に当たって、市は必要に応じ県に助言を求め、県は、学識経験者及び関係機関等と協議し、市長に対し助言を行う。
- 3 市は、避難指示対象区域又は警戒区域への一時入域について、次の点に配慮した計画を予め策定する。
 - (1) 住民等からの要望の集約方法及び集約体制
 - (2) 判断体制
 - (3) 安全確保のための防災関係機関との連携体制
- 4 市は、関係機関と連携し、避難指示対象区域又は警戒区域への計画外の入域を防ぐ手段を講じる。

第2節 安全確保対策

(生活環境課・建設課)

第1 基本方針

市及び県は、国等の協力のもと、火山災害の状況に応じ、土石流対策等適切な安全確保策を講ずるものとする。

また、火山活動が長期化、反復するおそれがある場合には、安全な場所に仮設住宅・公営住宅の建設や仮設校舎等の建設に努めるとともに、復興計画に基づき、必要に応じて、土地の嵩上げ等による住宅の安全対策、道路の迂回・高架等、発生直後から将来の復興を考慮した対策を講ずるよう努めるものとする。

第2 安全確保対策

国、県及び市は、噴火警報等及び注意報、警報等の伝達体制の整備により、警戒避難体制を整備する。

この際、市及び県は、住民等の日常生活の利便性及び健康が維持できるよう支援するため次の対策を講じる。

1 土石流、火山泥流等の安全確保対策

- (1) 火山の活動状況、危険区域等の関係機関への迅速な情報提供等、警戒避難に対する監視体制の整備
- (2) 噴火警報等及び注意報、警報等の伝達体制の整備
- (3) 的確な警戒避難体制を敷くための体制整備

2 応急仮設住宅、災害公営住宅の確保等

- (1) 応急仮設住宅、災害公営住宅の確保・斡旋
- (2) 居住性やプライバシーの保護に考慮した避難施設の設置

3 火山灰対策

- (1) 降灰に関わる風向・風速情報の収集、伝達
- (2) 降灰による住民等に対する健康影響検査

4 防疫活動

- (1) 防疫、保健衛生計画に基づく被災現場、浸水家屋等への消毒等
- (2) 廃棄物処理計画に基づく災害廃棄物の処理

第3節 被災者の生活支援対策

(各機関)

第1 基本方針

市及び県は、火山災害の長期化に伴い、地域社会に重大な影響が及ぶおそれがあることを勘案し、必要に応じて、災害継続中においても国等の協力のもと、生活支援、生業支援等の被災者支援策や被災施設の復旧その他の被災地域の復興を図るための措置を実施するものとする。

第2 生活支援対策

- 1 生活資金の貸し付け等生活安定のための支援
- 2 住宅再建時の助成及び資金の貸し付け等の支援
- 3 家屋の応急修理、火山灰除去作業の支援
- 4 事業の維持、再建への支援
- 5 職業訓練、就職奨励等の再就職と雇用の安定への支援